

平成25年小布施町議会3月会議会議録

議事日程(第3号)

平成25年3月8日(金)午前10時開議

開議

議事日程の報告

日程第1 行政事務一般に関する質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	原 勝巳君	2番	小林一広君
3番	渡辺高君	4番	小西和実君
5番	小林茂君	6番	富岡信男君
7番	山岸裕始君	8番	川上健一君
9番	大島孝司君	10番	小淵晃君
11番	関谷明生君	12番	渡辺建次君
13番	関悦子君	14番	小林正子君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	市村良三君	副町長	小西勝君
健康福祉部門 総括参事	竹内節夫君	健康福祉部門 グループリーダー	中條明則君
地域創生部門 総括参事	八代良一君	地域創生部門 グループリーダー	畔上敏春君
行政経営部門 総括参事	久保田隆生君	会計管理者(兼) 滞納対策 担当参事	田中助一君
交流・産業振興・ 花のまちづくり 推進幹	富岡広記君	行政経営部門 グループリーダー	西原周二君

教育委員長	中島聰君	教育長	竹内隆君
教育文化 推進幹	池田清人君	監査委員	畔上洋君

事務局職員出席者

議会事務局長	三輪茂	係長	下田誠
--------	-----	----	-----

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（小渕 晃君） おはようございます。

議員総数14名中、ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。

これより直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（小渕 晃君） 本日の日程は、お手元へ配付いたしました印刷物のとおりであります。

◎行政事務一般に関する質問

○議長（小渕 晃君） これより直ちに日程に入ります。

日程第1、行政事務一般に関する質問を行います。

本日の日程は昨日の継続であります。

昨日に引き続き、順次質問を許します。

◇ 山 岸 裕 始 君

○議長（小渕 晃君） 最初に、7番、山岸裕始議員。

〔7番 山岸裕始君登壇〕

○7番（山岸裕始君） それでは通告に基づきまして2問ほど質問をさせていただきます。

まず1問目が小布施カントリーウオーク事業の民間委託についてです。

平成23年度より町の事業として進められています小布施カントリーウオーク事業についてお伺いします。

カントリーウオークは23年度より継続して年数回行われているイベントですが、年々参加者は減少しているとお伺いしております。また民間でも同じようなウオーキングイベントが行われており、そちらは独立採算で行われることができているため、町のウオーキング事業は最初から100万円以上町費の負担で運営するという考え方が適切なのかなど、費用に対して再検討が必要ではないかと考えています。

また現在は事業目的を「ウオーキングを小布施の新しい観光資源として、観光を「見る観光」から「自然や文化、人と触れ合う交流観光」に変えていきます」としてありますが、事業の継続的な活動のために、町民へのウオーキングの推奨・普及が必要不可欠であると考えております。イベント運営だけではなく、ウオーキング普及に向けて今後の展望を検討することを含め町内の民間団体への委託が妥当ではないかということを考えていますが、これに対して町の考えをお聞かせください。

○議長（小淵 晃君） 富岡推進幹。

〔交流・産業振興・花のまちづくり推進幹 富岡広記君登壇〕

○交流・産業振興・花のまちづくり推進幹（富岡広記君） ただいまのウオーキングのことについてのご質問ですが、ウオーキングに関しましては、単に健康づくりを追求するものではなく、どなたもが楽しく歩ける環境整備を行い町の新たな魅力につなげてまいりたいと考えております。

町内外のより多くの皆さんに町内を散策していただくとともに、医療関係者と連携し科学的根拠に基づく歩き方の指導等を取り入れることでまち歩きを楽しみながら個人個人に見合った健康づくりにつなげてまいりたいと思います。さらに、例えば温泉や町の魅力を最大限活用して滞在型の交流産業に発展させていきたいと考えております。

ご質問のウオーキング事業につきましては、平成7年から実施しており、平成20年からは年3回実施しており、主に町外の皆さんに多く参加いただき町の農村部を中心に春の花や実りの秋を満喫していただいております。

ウオーキング事業の民間委託ということですが、現在、例えば風の会の皆さんが年2回のウオーキングイベントを行っていただき、大変好評をいただいております。このように民間で取り組んでいただき、事業効果を上げていただくことは大変ありがたいと思っております。また、できるだけ民間委託もしてまいりたいと思います。

25年度予算では墨田区との交流事業とウオーキングイベントをあわせて開催する予定ですが、今後の交流産業を目指したウオーキングの取り組みを考えれば、イベントとして行うよ

り日常的に希望する方がウォーキングに取り組めるようにしてまいる必要があると考えております。例えば観光協会のまちあるきガイドのメニューに町民のウォーキングコースの案内を加えたり、昨年、農業者会議の皆さんが試行的に取り組んでいただいたもぎとり収穫体験、ふらっと農園との連携などにより交流の深まる方向へと転換し、温泉療養も含む健康づくりなど、みずからの求めるスタイルでウォーキングを行っていただけるよう受け皿づくりにつなげてまいりたいと思います。

こうしたことの現実に向けて、観光協会の皆さんやまち歩きガイドの皆さんと受け皿のあり方や方法を検討し、引き続きウォーキング事業を通して、小布施の農村部の魅力をPRするとともに健康増進のまちとして全国に発信してまいりたいと思っております。

○議長（小淵 晃君） 山岸裕始議員。

○7番（山岸裕始君） ありがとうございます。

昨年の9月の決算のときに、ウォーキング事業に対して同じように委員会内で、町に民間への委託だとか民間活用への考えはありませんかとお伺いしたときに、そのときは考えていないという答弁をいただいたんですけども、今の答弁の中では農家の皆さん、もぎとり園の皆さんだとか観光協会の皆さんと協働していくお考えがあるということをお伺いして大変うれしく思います。

また私のほうでもウォーキング事業に取り組んでいる風の会に方々にお話を伺ったところ、風の会の方々が言うには、やはりどうせウォーキングに取り組むなら、本当にそれが好きな人に取り組んでほしいということをお伺いして、私の中でも大変感慨深かったことを覚えております。観光協会のまちあるきガイドの皆さん本当にボランティアで小布施町のことを一生懸命勉強をして、今、町なかを案内しておりますが、ボランティアガイドさんの中でも来年度以降、やはりコースがふえたりだとか農村部をぜひめぐりたいというお話があって、ブドウ畑だとか探していたりだとかということがあります。ぜひそこら辺の連携というものを今後とも進めていってほしいと思います。

ただ、今の300人ぐらいの規模ですと、なかなか観光協会だとか民間の皆さんでは受け皿になるのにはちょっと難しいのかなというのと、農業者の皆さんと交流をするときに少し規模が大き過ぎるようになっております。300人の方が農園にいらしても、なかなか直接的な交流というのが生まれなくて一過性のものになってしまうので、規模を20人ぐらいにして、農家の方と直接話して仲よくなって今後とも関係がつながるだとかいうことを考えていってほしいと思っております。

今も北部の緑のかけ橋の皆さんにご協力いただいて、年3回のうち1回はその方たちの農家さんの品物を買っていただくようなことをしておりますが、それをより頻度を高くして、規模を縮小して農家の所得の向上につなげていってほしいと考えております。

来年度は例年どおり年3回ということですが、今後民間の方々とお話するに当たって、開催の方法や規模などを変えていくどうか検討していくお考えがあればお伺いしたいと思いますので、お願いします。

○議長（小渕 晃君） 富岡推進幹。

○交流・産業振興・花のまちづくり推進幹（富岡広記君） ただいまのご質問ですが、まずウォーキング事業というものは平成7年にスタートしまして、全国でも先駆けた企画で、現在は近隣市町村また全国にも広まるような企画になってございます。

このウォーキングですが、まず目的だと思うんですね。

まずは健康。最近、小布施でも朝晩ウォーキングをされている方が年々ふえていると感じております。まずは町民の皆さんが健康ということからスタートにしまして、そこから自然を感じていただいたり、ふだん見ているものが再発見されたり、また文化体験をしていただいたり、いろいろな目的があるかと思えます。

それで、これからのウォーキングというのはまず健康と、それから都市との交流も含めたウォーキングということで進化させていきたいということです。今、人数の問題も出ましたが、確かにそういう部分もありますので、委託という民間の皆さんとどういう目的でいくか。例えば人数、確かに大勢い過ぎてせつかくの説明が聞こえないとか目的が達成しない場合もございます。ですので、内容を精査した中で考えてまいりたい。最近は農村満喫コース、それから健康さわやかコース、花めぐり健康コース、新緑さわやかコースと目的に沿ったコース設定ないし内容を考えております。

ですから、今後は先ほど議員のおっしゃったとおり、目的と目標の中でどういうコース、どういう内容で企画運営をしていったらいいか考えながら進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（小渕 晃君） 山岸裕始議員。

○7番（山岸裕始君） それでは次の質問に移らせていただきます。

定住促進アドバイザーについてです。

小布施町では23年度当初予算100万円のうち定住促進の予算、その中の新規就農・企業誘

致アドバイザーとして業務委託料として50万円お支払い予定です。それで24年度の当初予算が240万円のうち定住促進アドバイザー業務委託240万円と、小布施町では定住促進に向けた事業を町外の業者に委託されています。

業務委託する一般的なメリットとして、業務の一部を委託することで町が人口・農業の問題に本腰を入れて取り組むことができるという点、また外部のアドバイスを求めることができるという点があります。また業務を委託する側としては任せている業務の成果を客観的に評価し、事業遂行のために委託料に見合った成果があったかどうかを判断する必要があると考えております。

今後は業務を委託したことで上記メリットが町にあったかどうか、また業務が小布施町のためにかみ合って遂行されているかどうかということ判断し、事業全体の向上を図っていくことが必要であると考えています。委託料を出す以上、その料金に見合う成果が必要であり、委託先の業務内容が事業の遂行のために妥当であったかを検討し、来年度の委託先の選定を再検討する必要があると考えています。

質問させていただくんですが、私の立場として、この委託先とは、町の開催する定住促進プロジェクトチーム、昨年度から36回開催されているんですが、そこで同じメンバーとして動いてきましたし、町の開催する若者会議も一緒に実行委員として携わってきました。その中で私の立場として、この委託先が小布施町のためにならないだとか、お金を払う必要がないという立場での質問になることをご承知おきください。

その理由として、委託先の基本的な考え方が町民、またプロジェクトやイベントにかかわる人よりも町外の企業への配慮が大きく、町益より企業利益が優先されているということ、また委託先がほかのプロジェクトメンバーと価値観の相違があり、このことは悪いことではないのですが、自分の価値観こそ絶対と疑わず、小布施の今までのまちづくりや小布施町の現状をもとにしたほかのメンバーの意見に理解を示さないこと、小布施のまちづくりについて学ぶ姿勢がないことは大変問題だと考えています。

また1つ委託先が多数決で否決された案件を何度も話を繰り返し、その案件が通るまで会議の進行、スケジュールの決定ができず、多数派が折れるなどゆがんだ意思決定がなされています。特に若者会議の実行委員というのは任意団体でありますので、私の考える任意団体というものは誰か1人の意見ではなくて、全体の多数決で意思決定がなされるのが通常の形だと考えております。

また委託先が責任を持って遂行すると約束した事業に対し責任を果たさず、町外の方の小

布施の信用を著しく落としているとともに、町民、職員がその対応に追われることになるなどの事態が発生しています。

また行政の業務に精通しておらず、なぜ理解できないのかと繰り返す委託先に対し理由を説明する時間をプロジェクト内で大量に無駄に消費しています。

このような背景があり質問をさせていただきますが、定住促進アドバイザー委託に当たり委託先を選定する際にどのような経緯があり、どのような理由で委託先を選定しましたか。また、委託が随意契約としたら、その理由はなぜでしょうか。

2つ目、委託先の会社の概要はどのようなものでしょうか。

3つ目、委託契約書の委託内容は何を委託しているのでしょうか。

4つ目、委託先から提出された事業の成果書はどのようなものでしょうか。

5つ目、平成25年度の方針を教えてください。

以上5点お願いします。

○議長（小淵 晃君） 久保田総括参事。

〔行政経営部門総括参事 久保田隆生君登壇〕

○行政経営部門総括参事（久保田隆生君） それでは定住促進アドバイザーについてのご質問にお答え申し上げます。

町では、定住促進のため、小布施への移住・定住を考えていただける方に対して、ご自身が町内で事業を始める新規就農や起業、あるいは勤めのための生活として小布施を選んでいただく就職、通勤のベッドタウンなどの形態やニーズに合わせまして、その支援の充実と制度化に取り組んできております。これら定住促進策を進めるに当たりまして、平成23年度から委託により新規就農・企業誘致アドバイザー業務を民間の方に請け負っていただいております。

ご質問の委託の理由、随意契約の理由、また会社の概要でございますが、委託先の選定及び会社の概要につきましては、潜在的な移住希望者とそのニーズの把握、受け皿となる地域の農家、企業との調整、移住プログラムの構築など専門的なノウハウと幅広いネットワークが必要であると考えておりまして、これら満たす事業者と随意契約により委託契約を締結しております。当該事業者につきましては、かつて外資系の経営コンサルタント会社や大手飲食チェーン店、農業生産法人等で培った企業経営、農業経営、新規就農のノウハウをもとに軽井沢町を拠点にコンサルタント業務や農業事業を展開している法人でございます。小布施のまちづくりに呼応いたしまして、平成22年度におきましては町内で農業体験インターン事

業を実施いたしまして、首都圏の大学生を町に滞在させ、小布施の農家、農業につなげるとともに販路の拡大にも寄与されております。さらに有料企業や大学などとの幅広いつながりから、事業者を介して志の高い都会の若者と小布施を結びつけていくことも期待できます。これらの実績とノウハウの集積に加えて小布施に対する熟知度等を勘案いたしまして、同社との随意契約を行って委託をしているところでございます。

3番目の契約書の委託の内容でございますが、定住促進に向けた調査、研究及び助言を行っていただくものとして、新規就農者の確保・支援に関する業務、起業家及び企業の誘致に関する業務、その他定住促進に関する業務を依頼をしております。

新規就農者や起業家の確保に向けて小布施町の周知、魅力的な方に小布施に定着していただける制度や事業の設計、実施などについて定住促進プロジェクトの一員として業務を遂行していただいているところであります。

4番目の成果書の関係でございますが、ことしまだ若干24年度おくれておまして、23年度のものになりますが経過報告が出されております。当該事業につきましては、事業者につきましては24年1月から定住促進プロジェクトに参画いたしまして、週1回程度の会議に参加しましてサブリーダーとしてプロジェクトの活性化を図るとともに、特に新規就農と若者会議を担当してきました。

新規就農につきましてはより強く可能性のある就農者を呼び込みたいという方針を定めて対象を選定し、例えば冬場にスキー場のインストラクターとして働く方々などに営業活動を実施したり、支援策の制度設計に助言を行っていただいております。

また若者会議につきましては企画内容についての提言を行っており、会議の開催に向けて町外の企業や有望な若者を会議参加者やゲストとして小布施に招く、つなぐとともに企業に協賛の依頼を行うなどの活動をしてきております。さらに24年度でございますが、若者会議の準備から実施段階において、実行委員である学生の相談役として助言などを行ってきております。またその後の参加者や実行委員の継続的な小布施での活動を支えるとともに、定住促進全般にわたりまして助言と実践を行っていただいております。

最後、5番目の今後の方針でございますが、人口と農業という大きな課題に挑戦するため、若手の役場町職員に加えまして町内外の方々の参加も得まして、昨年から定住促進プロジェクトを立ち上げてきております。プロジェクトも1年以上経過しておるわけですが、町内外のさまざまな立場の方がかかわることで多様な価値観がぶつかり合い、新たな発想が生まれる一方、スピード感や合意、調整に難しさがあつたのも事実でございます。

25年度の方針といたしましては、定住促進により注力していくためこの推進体制について再度構築をし直したいと考えております。定住促進業務の委託及び委託先の選定につきましても全体の推進体制を整える中で、その役割と期待する成果を改めて定めまして慎重に進めてまいりたいと考えております。

また積極的に起業家の誘致も進めたいと考えております。起業を目指すには経営のノウハウや顧客の把握などの専門的な知識、起業資金の調達など幾つもの高いハードルがあります。起業を目指す方々には、起業に当たり必要となるさまざまな手続や備えについての的確にアドバイスをするとともに、その方に適した国や県などの支援制度を紹介するような業務につきましても、手続等に精通した専門家に委託してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小淵 晃君） 山岸裕始議員。

○7番（山岸裕始君） 今のご答弁の中で随意契約になった際の参考の1つとして、ちょっと聞き間違いじゃなければ、平成22年度に農業インターン事業を事業者が請け負っているというようなことをおっしゃられています、私の把握している限りでは、この平成22年度の農業インターン事業はワタミファームさんで行っております。委託先の事業者というのはワタミファームに所属しておりましたが、その当時そのプロジェクトにはかかわっておりません。なので、そもそも随意契約となっている条件で食い違いがあるのかなというのを、今のお話の中では考えています。

また委託先の会社の概要を見させていただくと、委託先の社員は3名です、会社の概要は。町に問い合わせをしたところ8名と言っていましたので、常勤以外に社員がいるのかもしれませんが、その3名というのがコンサルタントとしてかかわってくれている、町に来てくれている方と、その方のもともといた会社の方が勤めたまま会社設立の際に名義だけ貸した方、またそのコンサルとして来ている方の身内の方の3名です。その3名で委託先の選定の潜在的な移住の希望者とそのニーズの把握、そのニーズ把握に対して結構な調査業務があると思います。またその委託者というのは自分の会社で仕事しなければいけず、そのようなニーズ調査などはなかなか難しいと、私からすると考えてしまいます。

今の22年度の随意契約に当たる理由の農業インターン制度の意見の食い違いだとかもありますし、そこら辺の委託業者に関してどのような調査を行ったりしたのでしょうか。また町の委託に関して決まりがありますね。法律に基づいて随意契約する場合には町の条例かな、調査をしなければいけない。その委託先がそこにしかないような調査をしなければならない

というようなことがあったと思うんですが、契約の目的または性質により契約の相手方が特定されるとき、契約の相手方がなぜそこだけに特定されるのかという調査はどのように行いましたか。

また委託先の事業の成果で、今、定住促進プロジェクトに参画と週1回程度の会議に参加してプロジェクトの活性化を図るとともに、特に新規就農、若者会議を担当し、推進しましたとあります。委託内容では、新規就農者の確保・支援にかかわる業務と起業家及び企業の誘致に関する業務、またその他定住促進に関する業務を委託しているとあります。

今の成果報告の中で、企業誘致にかかわる業務というのは丸々抜けているように思われます。私、この委託契約書をちょっとコピーをいただきまして調べたところ、委託契約書の中に、第9条、委託者が業務委託の一部を実施しなかったときには委託者と協議の上、委託料の一部を減額することができるかとあります。私は一般町民の感覚からすると、これは減額に値するのではないかなということを考えております。というのは、大きな2つの柱ですね、農業のことで起業家誘致に関する2つのことがあります。

これ例えばリンゴとブドウに例えると、町が委託先にリンゴとブドウを送ってもらうように頼みました。ブドウは届かずリンゴしか手元に来ませんでした。それで当初予定した当時の委託料をお支払いするというのは、ちょっといまいち納得のできることではないのかなと思っています。

また小布施に来る頻度も、先ほど23年度の実績では週に1回来ていると言いましたが、24年度私の知る限りではこの3カ月間に週に1回程度来ていて、その業務内容も会議に参加というものではなく、矢島の農家さんにちょっと顔見せで挨拶する程度のことをこの3カ月やっていると言っております。委託料積算の根拠に対して1回4万円程度、交通費も込みで1回4万円程度週4回来るというのを想定してこの委託料の積み上げがあるわけですが、実際来てもないし、委託している企業のような半分の業務はやっていないわけなので、本当にこれから先、委託料が妥当だったかというのを話し合っていたいただきたいと思いますが、今まで委託料が妥当だったかというお話し合いをされたことはありますか。また、ないのならこれからする予定はありますかということをお伺いします。

また委託内容、委託契約書を先ほどいただいたと申しましたが、この委託契約書の中に町の仕様書がついておりました。仕様書の中で、ちょっと私が読み取れなかった部分があったので何件か教えてほしいことがあるのですが、仕様書の中に小布施町がこんな人材を求めているよというものがありました。こんな人材というのは、小布施に新規就農してほしい人材

がこんな人材を求めていますよという4つの人材がありまして、1つ目がビジネスプロデューサーを求めていますよ、2つ目は現場リーダーです、3つ目がハッピースタッフ、4つ目が外国人とあります。

今まで私も議会の中で新規就農者に対していろいろな説明を受けてきましたが、小布施町のターゲットとされる方はお若い方という言葉はよく聞いていたんですが、この4つに関しては仕様書を読んで初めて知りました。特にこのハッピースタッフというのは何なのかどうか、小布施町がなぜこういうハッピースタッフを新規就農者として求めているのかというのがちょっとわからなかったのでお伺いします。

また仕様書の中に新規就農者の誘致についてということであるんですが、この中で町の制度を多分使われる方を想定していると思うんですが、町の制度で県や町、2年間、先生に教わって幾らかの補助金をもらいながら農業について学ぶという制度があります。その制度を受けている方が2年間じゃなくて3カ月でもう独立できるならもう独立してしまおうと。ただ制度についてもらうお金はいただこうと。しかもその先生に対して県から60万円ほど支給されるんですが、その先生について支給されるお金も独立した農業者に渡そうというような計画がされているように見えた仕様書です。ここら辺、大変県の制度とかの兼ね合いが僕にはちょっとよくわからないんですが、これはちょっとまずいように見受けられました。そこら辺の見解をお聞かせいただければと思います。

以上4点になります但お願いいたします。

○議長（小渕 晃君） 久保田総括参事。

○行政経営部門総括参事（久保田隆生君） それでは再質問にお答え申し上げます。

最初のいわゆる随意契約の関係で、この会社について調査を行っているかということですが、一応会社の関係につきましては概要等は調査というか、どんな規模であるかということは把握しておりますし、一番の随意契約の概要につきましては、やはり先ほど申し上げました会社の実績ですか、そういったものをもとに、この会社、この人であれば定住促進アドバイザーとして、町のこれからのそういった事業に大いにご参画して助言いただけるということで判断しております。

先ほど申し上げました22年度の関係も個人であります但、ワタミファームの代表取締役社長というようなことでいらっしゃいましたので、実質的にはそういったインターンの関係も中心になってやられたというようなこともありますので、そういった実績等も踏まえまして把握させていただいたということでございます。

あと仕様書の関係もろもろございました。その中で確かに企業誘致の関係というのがあります。これは仕様書の中に新規就農の獲得とともに企業誘致というものもありますが、これは締結をさせていただいたのが平成23年12月でありまして、今後、実際には24年度も締結をしておるんですが、今後の定住促進に向けての1つの大きな方向として、こういったものが必要であるということで仕様書を作成しております。

委託料等の支払いの関係になってくるんですが、この1月から3月にかけては24年の1月から3月、23年の12月に締結をしているわけですが、これはやはり1週間に1回こちらに来ていただきまして、新規就農の獲得の関係、あるいは若者会議についての打ち合わせをさせていただいておりますので、そういった意味でお金もお支払いをさせていただいております。金額につきましては交通費等々を含めまして相談させていただいて、おおむね1回4万円程度というようなことで、交通費も軽井沢から来ますと幾らかかかりますので、それも含めて両方で合意した金額ということでお支払いをさせていただいております。

あと、いわゆるこの中にあるハッピースタッフ、外国人の関係であります。これもそれぞれ仕様書ではありますが、事業者の方との話し合いの中で1つ出てきた言葉でございますが、ハッピースタッフ、強いて言えば、非常にうれしく、というか、楽しくそういった仕事をしていただける若い方という意味で捉えさせていただいております、やはり農業の関係につきましても、昔言われた3Kじゃなくて明るく元気にやっていきたいと、そういった方をやはり獲得の対象者にしたいということで、このハッピースタッフというような表現をさせていただいております。

また外国人につきましてはこれから農業、一つは、やはり外国への販路の拡大というようなことの一つの契機になるのではないかとというようなこともありましたので、外国人というような表現も使わせていただいております。

あと、その仕様書にございます3カ月、6カ月、12カ月、また独立できなければということですが、これはいわゆる里親制度との関係になってまいります。里親制度につきましてはご存じのとおり2カ月間里親のもとでいろいろ農業体験を積んでいただいて、その後は独立していくわけですが、基本的には2年なんです、2年という短い期間でなくても、その中でたまたまかなり短い単位でございますが、より1年であれば1年の中で独立していくことも、1つの目指す方向としてもあっていいのではないかとというようなことで、こういった一つの方向性としてこのプログラムはあり得るということで、仕様書に書かせていただいております。

以上であります。お願いいたします。

○議長（小淵 晃君） 山岸裕始議員。

○7番（山岸裕始君） すみません、私の質問が長くなってしまって答弁もわからなかったと思いますが、質問の中に昨年度の委託料は予定通りお支払いしたというのを伺ったんですけども、今年度の実績で委託料の支払いに関して、月末締めで翌月末までに町が払うという内容になっておりますが、24年度支払うときに委託料の減額についてお話をされたんですかというようなこととお伺いしたつもりでした。

それともう1点、里親制度の2年間ですね、2年間先生について教わる。その2年間の間は、先生にも県から多分60万円の支援が来るといようなことを担当の方にお伺いしました。仕様書の中で、県から先生に来る60万円も研修生に渡すようなプログラムをつくるというよう仕様書になっております。これって何か補助金の流用に思えて、先生は実際に教えていないのに県から先生に対してお金をもらい、そのお金を里子さんですか、研修生がもう独立したので渡しますよという制度をつくりますよという仕様書になっているように見受けられるんですね。そこら辺、法的に問題がないのかということをお伺いしたかったので、再度ご答弁をお願いします。

○議長（小淵 晃君） 久保田総括参事。

○行政経営部門総括参事（久保田隆生君） すみません、答弁漏れありまして。

いわゆる委託料の関係で、契約の中にそういった業務について、仕事についてそういうことが行われなかったときには減額という項目がございます。24年4月1日付で新たに、ちょっとこれ今回お渡しできなかったんですが、業務仕様書を作成いたしまして契約を締結しております。

23年度につきましては先ほど申し上げましたとおり、さまざまに今後の方向性についての仕様もございましたので、また実際に月4回、週1回程度来ていただいた中でもお支払いはしてございます。

24年度につきましては、契約期間そのものが若者会議等も9月にございまして、その期間といたしましたら契約期間は4月1日から12月31日ということで9カ月間の契約になっております。したがって、ことしに入りまして来ていないということについては、特に減額の対象とは考えておりません。新たな仕様書につきましてはやはり最初の仕様書に比べまして、いろいろやはり検証すべき部分もございましたので、またこれ見ていただいて結構なんですけど、コンパクトというかやはり実際に可能なものについてこの仕様書を作成しており

まして、こういった仕様書に基づいてそれぞれ大きな事業といたしましてはやはり定住促進プロジェクトの推進、4月1日の契約でございますが、若者会議関連の運営、推進、新規就農誘致の推進、起業家誘致推進ということで、強いて言えば3カ月間のそういったものを踏まえた形になっておりまして、今のところこういった業務をやっているものと考えておりますので、お金の支払いの減額については考えておりません。

○議長（小渕 晃君） 八代総括参事。

○地域創生部門総括参事（八代良一君） 新規就農者の関係で里親を受け入れた場合に、受け入れていただいた里親さんのほうに県のほうから助成金が年間……、ちょっと金額は今はっきりあれなんですけれども、出ております。当然受け入れていただく期間、最長で2年間ということですので、1年で農家が独立できるようになれば、その後は受け入れていないということで、県のほうの補助金はそこまでしか支出はされないということです。

これは県のほうから直接里親をやっている農家のほうに補助が出されるというようなことでございます。この仕様書の趣旨等につきましては、本来2年かかる研修を1年で終えるすばらしい能力のある新規就農者であれば、それに対してある種のボーナスみたいなものもあげてもいいんじゃないかというような考えの中から、当然新規就農事業につきましては国の補助等も活用はするんですけれども、町の単独の補助、事業費等々も活用して進めていくというような中では、そういったこともある程度目標としては考えてもいいのではないかというような考えの中から出てきておりますが、今後その活用等についてはまた実情に合わせて検討していくというようなふうに考えております。

○議長（小渕 晃君） 山岸裕始議員。

○7番（山岸裕始君） 契約のことについてはある程度いただいたのでわかりました。減額は考えていないということですが、一番最初に言ったとおり、3つの柱の中の1つについて明らかに取り組まれていないということが今後の話し合いの中でわかったら、ぜひ減額のお話は再検討していただきたいと思います。

今のお話の中で、やはり契約書をきちっと仕上げられているようで、抜けがあるというか委託者ありきみたいなイメージがどうしても拭えません。委託先がもう決まっていて、その方を採用したいがためにこのアドバイザー業務というのをつくって、それに合わせて仕様書を仕上げているというような感が拭えません。というのは、やはりもし小布施町でハッピースタッフや外国人というのを本当に求めているのであれば、今までのお話で議会の中に必ず説明があっただけで済むべきものだと思います。

契約の話、そんなに突っ込んでもしようがないので、この委託者を決めたのは町長だと思うんですけども、ぜひ町長にお伺いしたいと思います。私、この委託者の評判というのを町でいろいろな方に伺いました。もちろんいいという人も悪いという人もさまざまな意見がありますが、いいという人は必ず、なぜいいかって町長が任せているので安心な人だよというようなニュアンスだとか、町長がお願いしているので協力してあげたほうがいいよというようなニュアンスであの人に協力してあげてくださいだとか、あの人の評価が高いというのが町の人々の評価です。僕はその話を聞いたときに、その委託先どうのこうのよりも、町の人々が町長に対する信頼がとてもあるなというのを感じました。

ただ私、委託先と1年間業務をする中で町長への信頼というのが薄れてきた部分があります。というのは、その委託先が、俺は町長に任せられているので俺の言うことが絶対だとか俺の言うことを聞けよみたいな立場で、町民であつたりだとか役場の担当者に対してお話をする部分も多いですし、委託先に紹介した人をととても荒く扱われて、その苦情の受け皿になっていたりもします。具体的な話が欲しいならまた後で幾らでも話しますが、そういうことも実際にありますし、その委託先に対する不満を、小布施の町民が大変夜まで熱心に聞いたりだとか、若者会議の実行委員と委託先との調整に対して、自営業の方なんですけれども仕事をなげうってまでその調整に手間取っていただいて、自営業の方の顧客を失って実際に町民の生活が脅かされているという事態なども発生しているんです。36回定住促進プロジェクトチームが開催された中で、町長出でられるのが3分の2にも若干満たないぐらいで、いないときにさまざまなことがあつたりだとか、いないときに町長の言葉のようにその委託先が話されて大変混乱することが多いという事実をまず受けとめていただきたいのと、今の話の中で今後の委託先の選定に当たっての考え方だとかを、もう一度町長にお伺いしたいのでよろしく願いいたします。

○議長（小渕 晃君） 市村町長。

○町長（市村良三君） 質問ありがとうございます。

一番最初の答弁で久保田参事がお答えしたとおり、この定住促進、真剣に1年間取り組んできたわけなんですけれども、この推進体制について再度構築し直したいと久保田参事は答弁してくれましたけれども、私もそういうふうに思っております。全体の推進体制を整える中で、その役割と期待する成果を改めて定め慎重に進めてまいりたいと、これも全く私も同じように考えております。

今さまざまな山岸議員からのご指摘をいただく中で、私は当該の会社というよりも個人で

すよね、今の話、最終的にはそういうことだろうというふうに思いますけれども、私から見ても大変有能な方であるなというふうに思いますし、かつ人脈が大変豊かな方であるという、そういう認識でありますので、私は小布施の町に大変必要な方ではないかというふうに思っております。

小布施のまちづくりというのは、もう本当に40年間先輩の皆さんから今の皆さんに至るまで、町民の皆さん自身の力でこれまで遂行してきていただきましたし、これからも推進をしていただいでいくこと、これはもう間違いがありません。ですけれども、小布施の大変ありがたいところは、その時々にあつて町外の皆さんの大きなご努力をいただいているということも、また事実でありますし、そのことが大きなまちづくりの力にもなっているんだと、これは思っております。これは町内だけでは得られない情報や人のネットワークの力として、小布施に有形無形な形でいろいろな結実をしているということだと思います。

それにかかわっていただける方は全くのボランティアであつたり、あるいは時に有償であつたり形はいろいろだと思いますけれども、その源にあるのは小布施の町の町民の皆さんの魅力、そして小布施町全体の魅力であることは間違いがないと思うんです。ですから、ただ商売だけというような人は、そのまちづくりに関してはそんなにはいらっしやらないというのが私の認識であります。先ほど来、2点重点施策ということで農業振興と若い方の定住促進という施策について一生懸命取り組んでいるわけではありますが、今後もやはりそういう外部の人の力というのは必要であるというふうに思っております。

私、この場をおかりして恐縮なんですけれども、山岸議員にもそのことについて大変同感、同調していただいて、大変お力添えをいただいていることに深く感謝をしております。そういうそれこそ議員という立場もありますけれども、一人の町民としてそうだなということで推進をしていただくのについて、町外の力をかしていただける方とそういうふうなところで一体的にはちょっと無理だということになれば、それはそれで考えなければいけない問題だというふうにも思います。私はいろいろな個性の方が一体化して、このことは非常に難しいことでもありますので、一体化して、それぞれの主張はあるけれども、ここのところは主張して、ここのところはじゃあ他の人の主張に従おうというようなことで多様な意見あるいは多様な立場からつくっていただく、一体化していただくことが大変重要だと思っておりますけれども、山岸議員そのものからそういうことはちょっと不可能ということであれば、それは本当にさらに慎重に考えなければいけないと今時点ではそう思っております。

これでお答えになっておりますでしょうか。

○議長（小渕 晃君） 山岸裕始議員。

○7番（山岸裕始君） 町長のお考えは大変よくわかりました。

最後に僕に対してのご質問として受け取るんですが、町外の方と一体的には無理かなということではなくて、その前段で言った、ただ商売だけで来ている町外の方と一緒にやるのは無理だなという意味とお受け取りください。またいろいろな意見が出てぶつかり合わせるのだとか、それによって成長するというのは大変よくわかっていますし、小布施町、特に民間ではそのようなことが大変行われてきていると思います。

ただ今回、町の業務として委託するにふさわしい方法を、まずとっていないように見受けられています。町長がポケットマネーで呼んで自分の裁量でその人に何かをお願いするならいいんですけども、財政大変厳しい中、今年度の予算を見たら4億円ぐらいの基金を取り崩すんですか、そういう財政の厳しい中、町益につながらない不必要な人材に委託をかけるのはいかがなものかだとか、実際に業務をしていない者に委託料を払うのはいかがなものかという考えです。

定住促進全般について小布施町が本当に真剣に取り組んでいかなければいけない問題だと思いますし、私も30年後も40年後も元気にこの小布施町に住み続けるつもりですので、そのとき小布施町がより魅力的で私が住みやすい町になるため、今から本当に一生懸命取り組んでいかなければいけない問題で、本当に自分ごととして真剣に考えているからこそその提案です。

ただ商売だけで来ているという私の思いだとか経緯というのを、今後町長にはぜひ聞いていただいて、総合的に今後のプロジェクトの進め方を判断していただきたいですが、今後プロジェクトチームで一度きちんとしたお話しを持つお考えがあるか、最後にお聞かせください。

○議長（小渕 晃君） 市村町長。

○町長（市村良三君） お考えよくわかりましたので、そういう方向で進めさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（小渕 晃君） 以上で山岸裕始議員の質問を終結いたします。

◇ 富岡信男君

○議長（小淵 晃君） 続いて、6番、富岡信男議員。

〔6番 富岡信男君登壇〕

○6番（富岡信男君） それでは通告に基づきまして質問をいたします。

道路・水路等の地元寄附金の廃止と道路等の計画的整備の推進についてでございます。

小布施町では、道路・水路・消防関係で整備に要した費用の一部を地元寄附金として徴収しています。町が定めました建設事業地元寄附金料率によりますと、道路改良・舗装関係では道路幅員別に地元寄附金が定められていまして、幅員5.5メートル以上が5%、5メートル以上が10%、4メートル以上15%、3メートル以上17.5%、2メートル以上20%、幅員が狭くなるにつれて地元負担金がふえ、2メートル未満の道路では25%の負担となっています。

水路関係でも川幅により地元負担が定められ、50センチ以上が3%、40センチ以上が4%、40センチ未満が5%、水路ふたかけ10%の地元寄附と定めています。

また消防関係は20%の寄附を求めています。

平成25年度予算では、道路事業寄附金93万3,000円、水路事業寄附金147万3,000円、消防事業寄附金17万5,000円、合計258万1,000円が計上されています。

地方財政法第4条の5には「割当的寄附金の禁止」についての規定がございます。「地方公共団体は、住民に対し、直接であると間接であるとを問わず、寄附金を割り当てて強制的に徴収するようなことはしてはならない。」とあります。税の徴収と同じことを法的な根拠なく行うことになるため、自治体が住民に寄附金を割り当てて強制的に徴収することを禁止しているものでございます。

小布施町では厳しい財政状況、公共施設を大切に利用する観点から地元寄附金を集めてきていますが、町長は行政運営及び財政の健全化に努めた結果、その成果が確実に上がってきていると多くの場で述べています。

平成16年に自立の町を宣言しまして、町民の皆さんと協働のまちづくりを進め、間もなく10年になろうとしています。その結果、財政状況も非常によくなってきていまして、税以外に町民に負担を求める地元寄附金は廃止する時期に来ていると私は思います。

また町内の道路・水路の整備状況を見ますと、地元要望のあったものを中心に建設を進めた結果、自治会と自治会にまたがる道路・水路の整備がおくれ、通勤・通学路に歩道がなく、車のすれ違いが困難な道路さえ見受けられます。

このようなことから、地元寄附金の廃止を行い計画的な道路・水路計画を立てる必要があ

ると思います。地元負担金の廃止と計画的な道路・水路整備の取り組みについて町の考えをお伺いいたします。

○議長（小淵 晃君） 八代総括参事。

〔地域創生部門総括参事 八代良一君登壇〕

○地域創生部門総括参事（八代良一君） 道路・水路等の地元寄附金の廃止と道路等の計画的整備の推進という富岡議員のご質問にご答弁申し上げます。

町の道路・水路の土木費の寄附金につきましては、平成12年4月に規模の小さい自治会への軽減、それからコミュニティーによる地域づくりを促進するために見直しを行っております。

また土木費寄附金は受益者負担の考えに基づき、利益を受ける法人または一定地域の住民に施設の建設維持費の一部を負担をいただくものでございます。町では、道路・水路の建設費の一部を自治会あるいはコミュニティー等に負担を寄附としていただいております。町の土木施設は上下水道等の生活基盤施設の整備はおおむね完了しておりますが、生活に密着する道路・水路はまだ十分に整備をされておられません。限られた財源の中で安全で安心な地域づくりを推進するためにも、地域と行政が一体となって道路・水路の整備を進める必要があります。

寄附金を地元でご負担をいただくことで、改めて整備をする道路・水路が本当にその地域に必要なのか真剣に検討する機会を地域と行政が設けることができることでありますとか、声の大きいところの整備が優先されるようなことがないような歯どめにもなっているというふうを考えております。

最近ではコミュニティーによる要望もあり、自治会をまたがる要望が寄せられるなど、地域での合意形成が進んできているというふうにも考えております。

計画的な道路・水路の整備ということですが、本当に今現在要望の多い水路整備に関しては、今の雨水排水事業につきましては、地下水路の整備が多額の費用を要するというようなことで計画をストップしているような状況でございますが、雨水浸透ますを昨年より計画的に整備を進めております。雨水を地下浸透させることによりまして、水源の涵養でありますとか下流の水路の流量を抑えてまいります。浸透ますの状況を今後検証しながら必要な現況水路の改修も検討してまいります。

道路につきましても、現在403号のバイパス機能の整備を長野県で検討を始めております。これに関連して、必要があれば連絡する町道の整備も計画策定し取り組んでまいりたいとい

うふうに考えております。

これらの浸透ますですとか計画した道路につきましては、原則地元の寄附金はいただかないというようなつもりでございます。

なお、地方財政法の割り当て的な寄附の考え方ですが、今までずっと道路や水路の例えば起債等の申請時におきましても、県等から寄附金の取り扱いについて、私自身は特段の指導等々を受けてきておりません。今後、他市町の状況をお聞きしながら、もし必要であれば分担金等の手続を検討したいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小淵 晃君） 富岡信男議員。

○6番（富岡信男君） ただいま地元寄附金について県から特段の指摘を受けていないというお話がございました。

地方財政法第4条の5の「割当的寄附の禁止」について、大分昔ですが国の通知が出てございます。ここでは、寄附金を住民に割り当てて強制的に徴収している事例を見受けるが、その収入が欠くことができないものである場合には税として徴収し、住民相互の負担を公明かつ合理的になるよう努力するとともに一般財源の不足を寄附金に求め、これを住民に割り当てて強制的に徴収するようなことはしてはならないとございます。県から指摘がないということでございますが、指摘以前のこれは問題かと思えます。

また先ほど申し上げましたとおり、財政状況がよくなってきたら、違法である住民からの寄附は廃止すべきであると私は考えます。それとともに先ほど地元要望というお話がございましたが、最近の道路整備等の予算計上を見ますと、地元要望があった箇所が多く、町の計画的に整備を進めているというような箇所が見受けられません。また昨日の関谷明生議員からも、通学路危険な箇所の指摘もございました。このような小さな町では職員が巡回して早目の対応が必要であるかと思えます。

また地域にまたがる道路についてもコミュニティーというお話ございましたが、地元負担というようなことがございまして、例えば都住駅から町営グラウンドの道路でございますが、これは地元負担を仮に求めるとしたら、六川と中子塚というようなことになります。ただ利用されている方は、通勤・通学で多くの皆さんが利用している道路でございます。それから幼稚園の送迎にも使われている道路でございますが、ごらんのとおりすれ違うのも大変なような状況でございます。そんな道路が地元寄附というようなことがあるばかりに整備が進んでいないという状況がございまして、そんな点についてももう一度答弁いただきたいと思えます。

それから、水路整備につきましては、一昨年(2019年)の12月議会で私が一般質問をした際に、雨水計画の見直しを平成24年度に着手したいと答弁をいただいています。取り組み状況について今答えがなかったわけですが、取り組み状況についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長(小淵 晃君) 八代総括参事。

○地域創生部門総括参事(八代良一君) 最初の、地方財政法上の町の寄附金が割り当ての寄附に当たる当たらないということですが、今ここでは先ほど申し上げたとおり特段の今まで指摘、指導をいただいておりますので、一応当たらないのかなというふうにはとっております。ただ先ほど申し上げましたように、近隣の市町村を初めちょっと調査をさせていただいて、当たるようであれば分担金であるとかそういったことの手続を検討してまいりたいというふうにも考えております。

それから地元寄附金があるために、それぞれかえって整備が進まないのではないかとということですが、それから、要望の箇所しか今まで重点的に整備がなされていないのではないかとというようなことですが、地元要望がありました水路、それから、そういった道路等につきましては、要望をお聞きする中で町の担当職員が現場のほうを確認をさせていただいております。そういった中で、要望のある中でもやはり優先的に整備をしなければいけないというようなところを、それを計画的にといいますか整備に取り組んできておるところです。

先ほど申し上げましたように水路の要望、特に最近の雨の降り方が非常に激しいときがありますので、地区要望かなりな件数が挙がっております。現場を確認する中で、相当数やはり対応をしなければいけないというようなものもございまして。そういった中、限られた財源の中で、危険度ですとか緊急度ですとかその必要なものから計画を持って整備をしていきたいということですが。

それから、通学路のお話、きのう関谷議員の中で質問でも出たんですけども、こちらも町の道路担当、あるいは交通安全担当も一緒に現地を回って危険性ですとかを確認しております。本当に必要なもの、やはり緊急度の高いものを25年度でも予算のほうでお願いをしているところですが、そういった整備も進めていくということですが。

それから、雨水排水の関係につきましては先ほど申し上げましたように、今、浸透ますの関係でどのぐらい下流への流量を軽減できるか、昨年(2020年)から整備を進めてきております。そういったものを検証しながら下流の水路はどの程度の整備が適当であるのか、そういったものを検討してまいりたいというふうにも考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（小淵 晃君） 富岡信男議員。

○6番（富岡信男君） 今答弁で地方財政法第4条の5、「割当的寄附の禁止」に当たるかどうか調べたいということですが、これは間違いなく割り当ての寄附の禁止に当てはまるんです。

それで、私はこれをやめたらどうかと、財政状況がよくなってきているんですからやめたらどうかということに対して、分担金として今後徴収することも検討したいということですが、これは本末転倒の答弁かと思います。

実際に先ほど具体的に示したように、町内の集落と集落を結ぶ道路が整備がされていないというような弊害が出てきているわけですから、この分担金として徴収するなんていうのはもってのほかだと思いますが、この点について寄附金に当たるかどうか調査したいということですが、これはもうあらかじめ私のほうから質問させていただいて、この寄附金は禁止条項に当てはまるということではあると言っているんですから、そんな点についてお答えいただきたいと思います。

それから雨水排水、前の質問では計画の見直しを着手したいということではございましたが、今の答弁では浸透ますを設置してそれで対応を考えたいということですが、やはりもうゲリラ豪雨なりそういうものの中で現にかなりの水害が出ています。そんな対策をどうしていったらいいか、その対策の1つとして浸透ますということがあるかと思いますが、抜本的な基本的な計画の見直しをどうするか考えをお聞きしたいと思います。

○議長（小淵 晃君） 八代総括参事。

○地域創生部門総括参事（八代良一君） 寄附金に関しましては、議員強いお話で、割り当ての寄附に当たるんだというような見解ということですが、地方財政法でも27条の4では、市町村が住民にその負担を転嫁してはならない経費というようなものが定められておまして、それは政令で定められておるんですけれども、基本的には市町村職員の給与に関する経費であるとか、あるいは市町村立の小学校及び中学校の建物の維持修繕に関する経費であるとか、そういったものは地方財政法では転嫁してはならないというふうに明言をしておりますが、基本的にそれ以外の経費は地方自治法の中で分担金というようなふうに認められているというふうに考えております。

現行やはり先ほど申し上げましたように、まだまだたくさんのご要望にお応えし切れないそういった水路・道路の要望をたくさん抱えておる中では、今しばらくそういうご負担も必要ではないかなというふうに考えております。

それから雨水計画に関しましても、今盛んに工事をしております。雨水幹線につなぐ水路、中扇の前でやっておるんですけれども、そういったことなり、先ほど申し上げましたが浸透ますの実証、そういったものをして行く中で検討する必要があるのではないかとということで、来年度も浸透ますの設置を進めてまいりたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（小湊 晃君） 富岡信男議員。

○6番（富岡信男君） 今、分担金について転嫁してはならないというお話ございました。先ほど来申し上げているとおり、地方財政法第4条の5、「割当的寄附の禁止」の関係では、寄附を求めてはいけないということを申し上げています。それで小布施町では建設事業地元寄附金料率というようなものを定めまして、道路を整備する場合にはこれだけの地元寄附を出しなさいということで強制的に割り当てをしているわけです。それと分担金とは違う問題です。

ですから、今申し上げている地元寄附金について廃止する考えはあるかどうかという考えをもう一度、分担金とは別問題でございますから、違法である割り当て的寄附について廃止する考えはあるかどうか、もう一度お聞きしたいと思います。

○議長（小湊 晃君） 八代総括参事。

○地域創生部門総括参事（八代良一君） 寄附金そのものの性質的には、やはり受益がある部分について地元の方にも負担いただきたいというような性質のものでございます。そういった意味で分担金という言葉在先ほどからお話をさせていただいておるんですけれども、違法性そのもので違法であるということであれば、それは改めていかなければいけないというふうに考えております。

○議長（小湊 晃君） 富岡信男議員。

○6番（富岡信男君） 違法であれば改めていきたいというのは廃止をするということですか。

○議長（小湊 晃君） 八代総括参事。

○地域創生部門総括参事（八代良一君） 違法であれば寄附金という形ではご負担を求められないというふうに考えております。

○議長（小湊 晃君） 富岡信男議員。

○6番（富岡信男君） 先ほど受益者負担金ということで、道路・水路については受益者が負担するのが相応ですよというお話ございました。昔と違って今の道路というのは、受益者というのは町民が全員です。それから水路についても、上から下へ水は流れますから受益者というのは町民全員でございます。

ですからこれについては当然、税で対応しなければいけないということかと思いますが、そんな点含めて寄附金についてはやめるけど、受益者負担金を考えるというのもおかしな話かと思いますが、その点についてもう一度ご答弁いただきたいと思います。

○議長（小渕 晃君） 八代総括参事。

○地域創生部門総括参事（八代良一君） 先ほどから申し上げておるんですけども、やはり地元の要望をたくさんいただく中には、本当に2メートルぐらいの道路の舗装であるとかそういうものも入っております。やはり現状を見るに、限られた方の受益が大きいのかなという部分も見受けられますので、そういった意味でも、地元受益の負担というのはやはりいただいきたいというふうに考えております。

○議長（小渕 晃君） 富岡信男議員。

○6番（富岡信男君） よくわからないんですが、寄附金は違法だったらやめるということですが、受益者負担金は、寄附金が違法だった場合には受益者負担金として地元から求めるということですか。

○議長（小渕 晃君） 八代総括参事。

○地域創生部門総括参事（八代良一君） 先ほど一番最初に答弁でも申し上げましたが、一応少なからず地元の受益があるということで、性質的には地元の分担金というようなものに近いものを寄附金としていただいているのが今の現状でございます。そういったことに鑑み、法律的に寄附金というものが認められないということ、これはまたちょっと調査をさせていただきますけれども、であればそういう対応をしていきたいというふうに思います。

○議長（小渕 晃君） 富岡信男議員。

○6番（富岡信男君） 長くなりますのでこれでやめますが、現在県内の市町村を調べていただければおわかりになるかと思いますが、地元寄附金なり受益者負担金、道路・水路関係で求めているところはほとんどないかと思います。

こういう住民の皆さんに利用していただくということで、みんなのものとして利用していただくという趣旨でやってきた時代はもう終わって、新たな計画を立ててやっていく時代にきているかと思いますが、そんな点十分配慮いただいて今後の行政運営に努めていただきたいと思います。

以上です。

○議長（小渕 晃君） 八代総括参事。

○地域創生部門総括参事（八代良一君） 近隣とか県下、そういった市町村のほうの状況も勘

案しながら改めて検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（小淵 晃君） 以上で富岡信男議員の質問を終結いたします。

◇ 渡 辺 高 君

○議長（小淵 晃君） 続いて、3番、渡辺高議員。

〔3番 渡辺 高君登壇〕

○3番（渡辺 高君） 通告に基づきまして2点ほど質問させていただきます。

最初に、いじめ問題についてお尋ねいたします。

昨年の滋賀県大津市の中学2年生の男子のいじめの問題で、自殺事件は社会的な問題となりました。ある保護者の方は、大津のニュースを聞いていた子供が、お母さん、こんなのは珍しくないよ。何かきっかけがあれば、うちらでもこんなことは起き得る、と言って、心配になったと話されました。

今日のいじめは、特定の人間に対する軽蔑、侮蔑の対象であり、暴力によって服従を強いるもので、長期にわたって相手の心身を徹底的に傷つけるなど、ふざけや遊びと決定的に違っています。たとえいじめを抜け出したとしても、大人になってもなお神経症などさまざま後遺症に悩まされると指摘する専門家もいます。こうした点を抑えておかないといじめ問題を甘く見ることとなります。

文部科学省はいじめの問題への取り組みの徹底についての通知を出しています。そこでは早期発見、早期対応、教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り、一致協力して対応する態勢を強調し、事実を隠蔽するような対応は許されないとまで書いています。大津市の事件では、いじめの深刻さとともに学校や教育委員会の対応のなさ、隠蔽的な対応の問題になりました。

小布施町の教育関係者に状況を伺ったところ、現在、陰湿ないじめはないとの回答でしたが、教育委員会はこの問題をどう捉え対応しているか見解をお伺いします。

いじめを発見し解決する鍵を握るのは、何と言っても学校の先生方です。保護者たちも、先生がしっかり見ていてくれればいじめはそんなにひどくならないという感覚を持っています。

ある校長先生が新聞に投稿しています。その中で、いじめが頻繁に起ったり自殺者が出た

りすることは教育行政の敗北だと私は考える。教員の責任に帰すことは簡単だが、それならば学校に来て見てほしい。小学校の校庭で子供と遊ぶ教員の姿があるのかと。多くの教員は子供とともに一緒に遊びたい。その時間がとれないのだと述べています。こうした実態に対して、現場の悩みに応えられる教育行政になっているのか、教育委員会はどうお考えですか。

また2月21日付の信毎は、高森町の教育委員会が「町子どもいじめ防止条例」を発表したと報じています。教育委員会はこうした行政の姿勢をどうお考えですか、お尋ねいたします。

○議長（小淵 晃君） 竹内教育長。

〔教育長 竹内 隆君登壇〕

○教育長（竹内 隆君） 栗ガ丘小学校6年生の皆様、先生方、傍聴ありがとうございます。

それでは、渡辺高議員のいじめ問題にかかわるご質問に答弁を申し上げます。

ご質問のいじめにかかわる学校の対応についてと、多忙と言われる学校現場に向けて教育行政面での支援についてのお尋ねにお答えします。

いじめにかかわる当町小・中学校の取り組みについて、昨年9月会議において渡辺建次議員のご質問にお答えしたところではありますが、第一に教師と児童・生徒間、教員相互や学校と保護者の間での信頼関係を構築していくことであり、小・中学校とも学校目標に掲げて推進しております。

また、学校ではいじめを起こさせない、いじめを許さない方針のもとで児童・生徒間のトラブルや兆候の掌握、指導や教育相談を行うこととしております。いじめ問題だけでなく、各児童・生徒の要請について、生徒指導連絡会や職員会議、学年会、教科会などを通し実態把握と情報交換を行い対応しているところであります。

成長途上にある小中学生ですから、いじめに相当するような問題が全くないわけではなく、そうした事例を早期に把握し、しっかりと解決していくことであります。こうしたきめ細かな指導や、また学習指導要領の改訂もあり、一面で先生方の多忙感につながっているように思います。

学校現場の悩みに応える町教育委員会の支援についてのお尋ねであります。1つには、先生方の教育活動にかかわることで、町で独自に支援員を小学校、中学校に配置して学習指導や発達障害、あるいは不登校傾向の児童・生徒への支援を先生方とともに行っております。

また民生児童委員や人権擁護委員、青少年育成協議会長、小・中学校PTA会長さん方をいじめ・不登校対策委員として対策を話し合っていていただいております。

それから今年度、教育関係者と教育委員会で実行委員会を組織し、児童・生徒だけでなく

大人の方も対象に「自己肯定感を育てよう」をテーマに教育フォーラムを持ちました。ワークショップにより自分への肯定感を高めることがいじめをなくすことにもつながるとして、2回目には学校での実践結果も発表もいただき好評で、次回にもつなげたいと思っております。

このほか幼稚園・保育園職員と町教育委員会の3者による小布施町教職員委員会の開催や毎月の幼稚園・保育園の園長、小・中学校の校長先生と町教育委員会による校長・園長連絡会の開催、あるいはまた小・中学校PTA役員のほか小・中学校の管理職、教務主任の先生と教育長も出席して、町長との懇談会もあります。このような会を通して、教育委員会では先生方と教育長の課題を共有し必要な対応を進めております。

また、いじめ防止条例を制定したところもありますが、当町ではいじめ防止に向けて現状で対応していきたいと思っております。

町教育委員会ではこれからも教育現場の状況をしっかりと把握し、現場の課題に応えるようにしてまいります。

以上でございます。

○議長（小渕 晃君） 渡辺高議員。

○3番（渡辺 高君） ありがとうございます。

要望事項でお願いしたいんですが、これから……。

○議長（小渕 晃君） 要望じゃなくて質問でお願いします。要望はこれについては必要ありません。

○3番（渡辺 高君） はい、わかりました。

ただいまお答えいただきましたが、いじめ問題については非常に複雑な問題があるかと思えます。それによって、これから小布施町の教育委員会につきまして、できるだけこういった不幸な子供たちが出ないような対策をぜひとっていただきたいと思えます。

○議長（小渕 晃君） 竹内教育長。

○教育長（竹内 隆君） 今再質問でいただきましたことでございますけれども、いじめ問題につきましては、これは大変大きな問題でございます。教育委員会、それから町の関係の皆様や小・中学校の先生方、幼稚園・保育園も含めて、問題のしっかりと把握や、それから対応に向けてしっかり話し合いを持ち、それぞれの会を持ちながら進めてまいります。

いじめ問題については、ほかの問題も同様でございますが、しっかり進めてまいります。

以上でございます。

○議長（小渕 晃君） 渡辺高議員。

○3番（渡辺 高君） 次の問題に移らせていただきます。

先般、当町の中学校男子バレー部において男性教諭による体罰が発生したにもかかわらず、通知義務に反し、県教委への報告がなされなかった事実が判明しました。一連の経過をどう捉え、どう対応したかについて、教育委員会に伺います。

子供の心身を傷つけ苦痛を与える教師の体罰は暴力行為そのものです。子供の命を、安全を守るべき教師が、どんな理由であれ体罰という名で暴力をふるうことは絶対に許しません。また、生徒の自主的な活動の場である学校の部活等で顧問の教師が体罰をふるうことはあってはならないことです。背景にある勝利至上主義や競争主義の克服が必要です。

1月30日の町議会全員協議会への報告の後、どのような調査が進められ、きょうに至っているか教育委員会にお伺いいたします。

また、体罰を受けた生徒に対するケアも大事な問題です。この件に対しても町教育委員会、行政としてどう対応しているかお伺いします。

今後再びこうしたことが起こらないよう対策をお聞かせください。

○議長（小渕 晃君） 竹内教育長。

〔教育長 竹内 隆君登壇〕

○教育長（竹内 隆君） 渡辺高議員の、体罰問題について答弁申し上げます。

今般、小布施中学校男子バレーボール部で顧問による体罰と、県教育委員会への未報告が指摘されたことに係り町民の皆様を初め議員各位、中学校ほか関係の皆様にご心配をおかけしましたこと、深くおわび申し上げます。突然マスコミに大きく取り上げられ、生徒や保護者にとっても衝撃が走ったことと思います。

1月30日以降の対応についてのお尋ねでございますが、中学校では全校生徒への説明会、バレーボール部員へのケア、なかんずく体罰を受けた生徒のケアについて、体罰の事案のすぐ後に、学校長と当該顧問が生徒と保護者に謝罪をいたしました。またPTA役員や全校の保護者への説明会、バレーボール部の顧問や当該顧問の学級担任を外すこと、県教育委員会への報告等、中学校と町教育委員会とで連絡をとりながら丁寧に対応してまいりました。

一方、体罰の事実については、バレーボール部員とともに全校生徒に体罰のアンケート調査を行いました。また、文部科学省では全国の都道府県教育委員会に体罰調査を指示する中で、当県では小・中学生と保護者、教職員全員に体罰に関するアンケートの悉皆調査をし県教育委員会でもまとめ、間もなく発表すると聞いております。同時に、中学校では今回の体罰

に関する問題を真摯に受けとめ改善策を話し合い、心を寄せる教育を目指してとして10項目を実践し信頼回復に努めていくことを確認し、保護者や生徒に示しました。

その内容について、力で威圧する指導でなく、心を寄せて育む指導。教育委員会の連絡を密にし相互に批判し正していくこと。授業を毎日公開し開かれた環境とすること。外部の方も入った部活動・社会体育運営委員会を開催する。学校長と教頭が常時部活動や授業を参観する。何でも相談室を設けて保護者や地域の方の声を聞くことなどです。

町教育委員会では毎週北斎ホールで教育相談を行っていますが、新たに相談員として教育委員や小・中学校の校長先生にも参加していただき、保護者や住民からの相談機能を充実いたします。また小・中学校、幼稚園・保育園と町教育委員会とで定期的な連絡会を現在持っていますが、一層充実させてまいります。

勝つためには指導者に絶対的に従うという勝利至上主義や競争主義は、個性や自主性を尊重する本来の教育活動とは異なるものと思います。中学校で示した、心を寄せる教育を目指して10項目を進めること、それから研修会を通して、部活動の見直しや部活動指導者の研修等体罰の撲滅を確認すること、保護者や生徒も参加して率直に部活動について意見交換し、明るくみんなが意欲を持って取り組む活動にしていきたいと思っております。

町教育委員会は、学校とも連携をし進めてまいります。

以上でございます。

○議長（小渕 晃君） 以上で渡辺 高議員の質問を終結いたします。

◇ 関 悦 子 君

○議長（小渕 晃君） 続いて、13番、関悦子議員。

〔13番 関 悦子君登壇〕

○13番（関 悦子君） 私は、食育そして学校給食と地産地消についてお尋ねをいたします。

食べることは、生きていく上で最も大切な行為の一つではないでしょうか。生きていくために食べることはもちろん、健康の保持、増進のために食べることは重要です。心沈んだときおいしいものを食べると幸せを感じられ、家族や仲間と大勢で食べることはとてもうれしく、食べることは大変重要な行為です。また、衣食住とか医食同源という言葉があるように、食は人間が生きていく上での基本であり、食は病気を予防する、または食を誤ると病気

を引き起こすという考えは多くの人々に理解されているところです。食はまさに人間の原点であり、食をおろそかにすることは生きることをないがしろにすることでもあると考えます。そして、幼少期における食を通じた教育は人間形成の基本となっていると言われていました。

国は、食育によって国民が生涯にわたって健全な心身を培い豊かな人間性を育むことを目的として、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、平成17年7月に食育基本法を制定いたしました。

その前文で、一つに、子供たちが豊かな人間性を育み、生きる力を身につけていくためには、何よりも食が重要である。また一つには、食育を生きる上での基本であって、知育、徳育、及び体育の基礎となるべきものと位置づけるとともに、さまざまな経験を通じて、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。一つに、子供たちに対する食育は心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育んでいく基礎となるものであると規定し、特に子供に対する食育を大変重視しています。

また、教育基本法に基づき作成されました食育推進基本計画においても子供に対する食育を重視し、学校において魅力ある食育推進活動を行い、子供の健全な食生活の実現と豊かな人間形成を図るために、各自治体が努める施策として栄養教諭の配置などの指導体制の充実や地産地消などによる学校給食の充実が掲げられています。

学校における食育の推進、学校給食の充実の必要性については近年、偏った栄養摂取、朝食欠食など食生活の乱れや、肥満・痩身傾向など子供たちの健康を取り巻く問題が深刻化する中、また食を通じて地域などを理解することや食文化の継承を図ること、自然の恵みや勤労の大切などを理解することも重要です、とされています。

小布施町第5次総合計画の基本計画では、伝統的食文化の継承、食育の推進を掲げ、幅広い年代で食育を推進し、また地域の行事や家庭での伝統的な食文化、地産地消などを通じて食に対する理解を深め、生きるための力を育むとされています。これはまさしく小布施町は食育の推進と地産地消を重要と考え、今後ともその充実に力を入れていくということをあらわしています。また理解しているところです。

そこで伺います。

学校給食についてまずお聞きしたいと思います。

平成19年に作成しました小布施町食育推進計画では、給食に地産地消と旬産旬消の仕組みづくりを行い、地元で収穫した食材を最大限に給食に活用できるよう安定した供給体制を確

立するとし、平成22年度の給食への地元農産物使用率を30%とされていました。

現在の小布施町の学校給食における地元農産物の利用状況はどうか、またその供給体制がどのように確立されているのかお聞かせください。

次に、学校給食の献立に郷土料理や伝統食はどのくらい提供されているのか。

次、お米の消費拡大が言われ、地産地消においても地元産のお米の消費拡大が課題です。学校給食におけるパンとお米の使用割合はどうか。米粉を利用したパンもあるとのことですが、小布施町は利用しているのか。

次に、文部科学省の全国学力調査や体力・運動能力・運動習慣など調査の結果、毎朝、朝ご飯を食べている子供のほうが学力調査において平均正答率が高く、また体力合計点が高いという結果が出ているとのことです。小布施町も先ほどの小布施町食育推進計画では、小・中学校ではほぼ全員が毎朝、朝ご飯を食べることを目標にされていましたが、現状はどうでしょうか、お聞きします。

なお、毎日きちんとした朝食をとるなど生活のリズムの確立は、家庭との連携が大変必要です。子供が望ましい食生活、食習慣を身につけるためどのように家庭と連携しているのかお聞きします。また、幼保小中連携食育推進連絡会の活動状況とその成果についても伺います。

最後に、給食用食材の安全・安心にかかわる食材の放射能測定についてお聞きします。

長野県では毎日空間放射線量を測定し発表もしております。また近隣の自治体でも、独自に給食用放射能測定器を導入し、食材の放射性セシウムの測定を行っていますが、小布施町の状況と今後の対応についてお聞かせください。

また、環境測定に関連して、現在中国からの飛来が大きな問題となっている微小粒子状物質のPM2.5の測定とその対応についてお聞かせください。

以上です。

○議長（小渕 晃君） 市村町長。

〔町長 市村良三君登壇〕

○町長（市村良三君） 議長、傍聴の皆さんに発言してもよろしいですか。

○議長（小渕 晃君） はい、発言を許可します。

○町長（市村良三君） 早朝から長時間にわたって傍聴をしていただいている皆さん、ありがとうございます。

それから先ほど来、栗ガ丘小学校6年生の皆さん、そして先生方、傍聴においでいただい

てありがとうございます。

ちょうど今皆さん方に大変関係のあるいじめ、そして体罰の問題、そして今は給食や食育の問題についてのご質問をいただいております。このように小布施町議会議員の皆さんは、皆さん方の現状と、それから将来に向けて大変高い関心を持って皆さん方を見守りをいただいておりますので、ぜひしっかり傍聴をお願いしたいと思います。

では、答弁に入らせていただきます。

食育、学校給食、地産地消についてのご質問であります。

まず1番目の学校給食における地元農産物の使用率はどのくらいであるかというようなご質問ですが、今、食育全般それから食ということについて、大変卓見なるご意見を拝聴いたしまして、ありがとうございました。

健やかで心豊かにお子さん方が成長していただけるように、安全・安心で地元産品をできるだけ食べていただきたいという願いから、給食センターにおいても地産地消を進めておるところであります。

使用の状況でありますけれども、米に関しましては平成18年度より小布施産を100%であります。また卵、豚肉、キュウリ、地元で収穫できる果物、リンゴ、梨、ブドウなどについてもこれは100%小布施産であります。加えて、牛乳、みそ、しょうゆにつきましても、町内業者さんの製造したものをほぼ100%使用させていただいております。その他の小布施でとれないものや、あるいは季節的なものということにおいての生鮮野菜、果物についての使用量は4月から9月において30%、10月から3月は10%ほどであります。数字上では使用率が低く思われがちでありますけれども、生産していただく方の品種あるいは数量に、これは限度がありますので可能な範囲で、まずは地元のもの、それから近隣市町村のもの、それから県内のものと順を追って使用をさせていただいております。

また供給の体制、方法につきましては、JAさんを初めとして学校給食に食材をご提供いただいている団体、個人の皆さんにお集まりをいただいて、地産地消打ち合わせ会議を毎年開催をさせていただいております。

その中で、どの時期にどの食材がどれだけ必要なのかといったことを明らかにしながら、地元で収穫した食材を最大限給食に活用できるよう安定した供給体制づくりを進めておるところであります。生産者の皆さんと連携を図りながら地産地消をさらに進めてまいりたいと考えております。

次に、郷土食ということでございました。

毎年秋に、小布施のお子さん方に郷土の歴史と食文化を知っていただきたいということで、小布施でとれた栗を使った栗ご飯の給食を出させていただいております。毎年大勢のボランティアの皆さんに栗の皮むきにご協力いただき、給食の献立に入れることができ、こどももお願いを申し上げて、10月に予定をさせていただきたいというふうに考えております。

それから、伝統食としまして、これは食ではありませんけれども、まずは野菜ですね、小布施の伝統野菜であるマルナス、これを食材として伝統食とした小布施古来のというか、そういう調理を施したお料理を出させていただいております。

学校給食ですので、数多くの食材を使用して栄養バランスを整えることも大切であり、今後も献立などの工夫を進めていきたいというふうに考えているところであります。その際に、今の伝統食ということと、それから地産地消ということが大変重要な言葉として閣議員のご質問に再三出てまいりましたけれども、地産地消について少し申し上げたいというふうに思いますけれども、私は地元でつくった食材を、これを使用するということは当然でありますけれども、非常に重要なことだというふうに考えております。

地産のほうはそれでいいわけではありますが、実際の地産と言われるところが実はやや弱いなどというふうに思っております。どういうことかといいますと、今ご質問にもありましたけれども、郷土食、伝統食、習慣食、これに頼り過ぎではないかというふうに考えているからであります。どういうことかといいますと、この食材はこの料理に使うものだという、こういう伝統食や郷土食と言われるものは非常に重要でありますし、将来にわたっても食文化として守っていかなければいけないことでもありますけれども、一方で、それをさらにおいしく食べるにはどうするというような調理の仕方とか、そのことをもっともっと進めなければ地産地消ということはきちんとなっていくというふうにも考えているところであります。

ですから、これはお子さん方においしく食べていただくために、これまでやってきたとおりの方法だけではなくて、やはりそこにおいしさも加わるというような、先ほどのご質問の中に食というものは楽しい一面でもあるんだということ、給食の中からもぜひお願いをしていきたいと、こんなふうにも考えております。

次に、米飯給食でありますけれども、平成18年の新米から須高農協、JA須高さんの小布施支所のご協力をいただいて、小布施産100%の供給ができるようになりました。平成20年度より主食におきましては年間平均で、ご飯が週2.5日、パンが週1.5日、麺が週1日となっております。

それからご質問の米粉のパンでありますけれども、ちょっと加工賃が高いこと、また予算

においても専用の調理設備が必要になるというようなちょっと問題点がありまして、現在利用はしておりません。

それとご飯についてつけ加えますと、年に3回ほど小・中学校のPTAの役員さんと懇談会をさせていただいておるんですが、その中でパン食がどうも残される傾向にあるというようなお話を伺いました。従来お米のご飯が人気だというふうにも伺っておいりましたので、全部お米のご飯にする、議員さんからも何度か質問をいただいているところでもありますけれども、したらという方法もあるのではないかというようなお話もお互いに意見交換をしていたんですが、これについて学校でアンケートをとっていただきました。そうすると、現状のままがいいという方が6割いらっしゃったと。つまりパンもなかなか人気があるんだなということで、当面はこの現状どおりでいくのがいいのだなというふうにも、ちょっと横道にそれますが、パンあるいはご飯ということについて、あわせて答弁をさせていただきます。

それから、朝食を食べているかということでもありますけれども、小学校において昨年8月に全校児童の皆さんを対象にアンケートを実施をさせていただいた結果、全児童の98.9%が食べていただいているという結果でありました。また、中学校においても昨年の10月に全校生徒を対象にアンケートを実施をいたし、これは中学校のほうは93%の方が食べておいでになるということでありました。

ご指摘のように、朝食は充実した1日を過ごすためのエンジンスタートとなる大切なものであります。朝食には脳の働きや健康に深い関係があり、朝食抜きの習慣が続くとさまざまな体の不調や生活習慣病を招きやすくなると、これはご指摘のとおりであります。将来の食習慣の形成にも大きな影響を及ぼすもので、極めて重要であるというふうに考えております。

今後あらゆる機会を捉えて、家庭、学校、地域社会が連携をして次代を担うお子さん方の食環境の改善に努めていきたいというふうに思っております。そのためには味もちょっと必要だろうというふうに、先ほども申し上げたところであります。

大切な食育の関連の全般につきまして、副町長が中心になって推進を図ってもらっておるところでありますけれども、幼保小中食育推進連絡会、これなんですけれども、今組織としての立ち上げはありません。けれども、幼保のそれぞれの園長、そして小・中学校からは給食指導教諭の先生、家庭科の先生、栄養士を加えてこれらにおける食育担当職員を含め、食育を進める上でのカリキュラムなどについての打ち合わせ、情報交換を行っておるところであります。

ただ、先ほど来、ご家庭との連絡が非常に重要だということから、この連絡会というもの

について、再度立ち上げを目指して検討させていただきたいというふうにも思います。

それから、幼保においては、たくましく生きる力を育てる体験型プログラムということで、キッズキッチンということで実施しております。これは非常にご好評をいただいております。今後も幼児期から中学生まで発達段階に応じて、一貫した食育を地域やご家庭との連絡のもとに推進してまいりたいというふう考えております。

それから5番目、放射能のことです。

現在、地元産で市場に流通しているものを使用している、地元産が原則で、地元産で賄えないものについては市場に流通しているものを使用しておりますけれども、基準を超える放射性物質検出された食品は出荷を停止させられるために、まず基本的に給食に使われるということはないということでもあります。

県の教育委員会では、安全の再確認、保護者の給食に対するご理解や安心を図るために、検査体制の整備が困難な市町村を支援するため、平成23年12月から環境保全研究所において食材の放射性物質検査を実施しております。また、24年4月からは検査機器が追加整備され検査態勢のさらなる充実、強化が図られています。検査は給食に使用する県外産の農産物、畜産物及び水産物で、市町村教育委員会からの要望と食材の提供を受け実施され、その結果は公表をされております。

子どもではこの検査結果を食材選択の参考にしておりますが、県外などの他市町村では検査が行われていない食材などについては、必要な場合には県に検査を依頼するものというふうにしております。

今後とも地産地消を推進していくとともに、県外産の食材について消費者庁、厚生労働省及び県の食品検査データなどを注視する中で、放射能汚染情報を的確に把握し、過剰反応することなく安心・安全な食材を使用していきたいというふう考えております。

最後に、PM2.5でございますけれども、これはご案内のように大気中を漂う物質のうち直径2.5マイクロメートル、1000分の1ミリ以下の特に小さな粒子であります。工場の排ガスなどに含まれますけれども、これが主成分と言われていますが、肺や血管などに入る、吸い込むわけですね。ぜんそくや心疾患などのリスクを高めるという心配をされてはいますが、野菜などへの食品の影響については、今のところは心配ないものというふうにされてはいますし、子どももそう考えております。

しかし、食材とは別の心配は確かにあるわけでありまして、これについて国・県でもまだ現在は本当の明確な対策指針というのは示してはおりませんが、町などでも多くの情

報を収集する中で、例えばマスクの着用をお願いするとか外出の自粛というような、そういう事態にはまだまだ現状では及ばないと思いますけれども、必要な対策を講じてまいるつもりであります。議員も引き続きご注視をいただきたいというふうに思います。

以上であります。

○議長（小淵 晃君） 13番、関悦子議員の質問の途中ではありますが、ここで昼食のため暫時休憩いたします。

再開は午後1時の予定です。再開は放送をもってお知らせいたします。

休憩 午後12時06分

再開 午後 1時00分

○副議長（関谷明生君） 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎諸般の報告

○副議長（関谷明生君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告事項について申し上げます。

10番、小淵晃議員から都合により欠席する旨の届け出がありましたので、報告いたします。

○副議長（関谷明生君） 議長が都合により欠席しておりますので、地方自治法第106条の規定により、私が議長の職務を行います。

順次発言を許します。

13番、関悦子議員。

○13番（関 悦子君） それでは、再質問をさせていただきます。

ご答弁いただきました中に、町内の生産者の方たちの集まりを持っていらっしゃるという

ふうにお聞きしました。そして、この生産者の方たちというのは一体小布施の町の農業をやっている方、何名ぐらいの方たちと契約していらっしゃるのか。

それから、2つ目、業者への発注に関しまして、業者の方たちが納品する野菜等については、その野菜等の生産地についての配慮といえますか、先ほど町長の答弁にありました小布施にあるものは小布施、そして小布施にないものは近隣、そして長野県内というふうにお聞きしたんですけれども、そういう配慮がきちんとされた業者をお願いしているのかという点。

それからパンの件をお聞きしまして、私アンケートで相当の数が今の状況でいいというご回答をいただきました。しかしながら、パンを残す人が多いというのを聞いておりますし、ぜひ米粉を使ったパンというのができればきつと残さないで食べる、そして国も今お米の消費が非常に少なくて困っているという状況の中に、いつかこういうものに対する補助金が出て、米粉にできるような何かそういう機械が買えれば、何かの予算が出たらこういうものに変えていくような方向で、ぜひ米の粉を使ったパンを提供していただけたらなというふうに思っています。

それから、4番のほうですけれども、町長のほうから幼保連携の関係のお話を聞きました。これからどういう連絡会にするのか、どういうメンバーがいつごろからスタートしてやっていくのかということについてお尋ねします。

それから、給食のすばらしいメニューと、それから季節ごとに、そしていろいろ栄養面、全ての面を考えながらつくられているメニューですけれども、このメニューというものを決めるときは管理栄養士さんが決めるのか、どういうメンバーによって構成されながら子供たちの給食が提供されるのかについてお尋ねいたします。

○副議長（関谷明生君） 市村町長。

○町長（市村良三君） 生産者の数等ですね、1番、2番のご質問ですけれども、今ちょっと担当のほうで調べていますので、これは担当のほうからお答えを申し上げます。

それから米粉のパンについて推進しろという再質問いただきましたけれども、これはもう少し研究させてください。実際に、パンが今のままでいいというアンケート回答もありますけれども、残すというのは確かにあるようでございますので、検討させていただきたいと思っております。

それから、幼保小中食育推進連絡会のこのメンバーとかいつからかというのは、大至急検討して立ち上げさせていただきます。またそのときには全員協議会かあるいは議会か、その中でお答えしようと思っております。

それから、メニューについては管理栄養士さんが行っております。ですけれども、先ほど地産地消というところでちょっと申し上げましたように、私たちももう少し学校へ伺うなり給食センターへ伺うなりして味をみさせていただいたり、お話を直接伺うという機会をふやしていきたいというふうに思います。場合によっては議員の皆さんにもお願いすることがあるかと思っておりますけれども、よろしく願いいたします。

○副議長（関谷明生君） 池田推進幹。

○教育文化推進幹（池田清人君） 再質問の関係の会議のほうに出席している者であります、団体としては6団体あります。緑のかけ橋、あるいは風の会等の農業団体の皆様方に参加をいただいております。

それから個人としては現在7名の方でありまして、学校給食のほうに供給できる体制の農家の方にご参加をいただいているところでございます。

○副議長（関谷明生君） 関悦子議員。

○13番（関悦子君） ただいまご答弁いただきました。

小布施町は果樹の町なので野菜等を生産している方が少ないとは思いますが、専業農家が200軒近くあり、そのほか兼業を合わせると大分農業の方たち、農業立町小布施としましても、いまだ少しこの学校給食に関しての参加グループ、参加個人の方たち、もうちょっとどこか中心になって組織づくりということをやはりやって、もっと広めたほうがいいように思います。

ぜひ食ということに対しては本当に生きる根本のことなので、ぜひ小布施のものを子供たちに食べさせて、この郷土を愛する子供たちをぜひというふうに思います。

それから、小布施の町がこれだけ大勢の人が訪ねてくれる町の1つに、食というのはまず第一に挙げられていることではないかと思うんですね。ですのでメニューを決める、別に今のメニューが悪いというわけではありませんけれども、さすが小布施の食に関する町だという点ではもう少し皆さんがかかわりを持って、子供たちに見た目も美しく、そしておいしく、栄養を考えて、さすが小布施の町の食事だなというような食事にしていただけたらうれしいなというふうに思います。その点でどうでしょうか。お答えいただければうれしいですが。

○副議長（関谷明生君） 池田推進幹。

○教育文化推進幹（池田清人君） 供給体制につきましては、現在も行っております農家を中心としました会議を持っておるわけですが、さらに学校の提供側と要望等をお互いの条件を整理しまして、さらに地元のものが使えるような工夫をしまりたいと思っております。

で、よろしくお願ひいたします。

メニューについても、今、栄養士さんがいろいろ要望をお聞きしながら工夫をしていただいておりますけれども、そちらのほうも、また住民の皆さんの小布施町に伝わる伝統料理、それからまた新しいものも取り入れながら、子供たちに喜ばれる給食を提供していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○副議長（関谷明生君） 以上で、関悦子議員の質問を終結いたします。

◇ 原 勝 巳 君

○副議長（関谷明生君） 続いて、1番、原勝巳議員。

〔1番 原 勝巳君登壇〕

○1番（原 勝巳君） 通告に基づき質問をいたします。

駅前活性化について。

かつては小布施駅前も通勤・通学客の乗降で大変活気がありました。それをもっと言えば、当時は駅前も本当に駅前の商店街というところは、小布施町のお客さんの乗りおりで、そんな帰ってくるときに商売をさせてもらっている、そんなような駅前づくりでございました。そんな中で、当時はもっともっと終戦後のことで娯楽に飢えていた時分に、この小布施のところにも駅前をもっとにぎやかにして人が集まるようにしようということで、たまたま駅前に昔、肉屋さんがあったんです。その方が、わりかしのぎやかに騒ぐのが、騒ぐという言い方は失礼ですが、にぎやかにしたいという気持ちがまず強くて、ぜひこの駅前に娯楽施設をつくったらどうかということで、当時のことで、今のグリーン栗里の前身の小劇場がございました。その前は小布施町の公民館とかというので一緒に使われていたんですが、その当時たまたま俺、こんな話はこじつけたような話になるんですが、たまたま今の町長さんのおやじさんが当時その小劇場の社長として、この元気のないところを元気させようという思いで、その映画館を建てられてやってきた。

たまたま今回も私の質問することでは駅前の活性化という、衰退の中で何とか元気を出してもらいたいということで、たまたま今の町長もそういう立場になられているので、偶然にもそんな質問をさせていただくということになりました。

かつては小布施駅前も通勤・通学の乗降で大変活気がありましたが、ここ十数年、乗降客

も減り、大型郊外店や後継者不足等々で駅前商店も何軒かが戸閉じめとなり、活気がなくなってきました。しかし、北斎館ができ、ここ数十年、農業立町小布施には約100万人の方が訪れる町となり、町・民間が進める町並修景事業第1、第2と効果は確実にあらわれてきているが、駅前周辺には人を引きつける環境が不十分です。

しかし、ここ数年小布施駅におり立つ客層が変わってきています。そんな駅前を何とか活性化しようと、文化観光協会による駅前検討委員会を立ち上げ、観光協会の皆さんによる駅前検討委員会を立ち上げていただき、また長年ポケットパークの花の手入れをされているグループや、また町内のまちづくり団体らの駅活グループと、さらには最近、新聞にも出ておりましたが須坂園芸高校造園クラブによる小布施駅一帯緑化プランの話も出ており、長野電鉄さんも動き出し、明るい材料が整い始めてきました。

そんなことから、町木の小布施栗を駅ロータリーの中央にシンボルのごとくに植え、その周辺には、町花の小布施リンゴの木を植え、「豊穰の門」は町民1万1,000余が集う役場に移設し、農業立町、町民の思いと顔の見える表玄関口とすることも一案かと思うが、町は今後の駅前活性化をどのように考えますか、お聞きしたいと思います。

○副議長（関谷明生君） 小西副町長。

〔副町長 小西 勝君登壇〕

○副町長（小西 勝君） それでは、駅前活性化についてご答弁を申し上げます。

小布施の駅前ロータリーいわゆる駅前広場につきましては、かつては長野電鉄で実施いたしました小布施駅舎の改築にあわせまして昭和60年度に実施をしております。

現在、ロータリーの中央には小布施町出身の金属造形作家の春山文則さんご製作の「豊穰の門」が設置されておりますけれども、この作品は駅前広場の整備にあわせて、シンボルとして昭和61年に設置をしたもので、小布施の文化と自然を表現したものであります。

この場所は小布施駅へおり立った方々が初めて目にする場所でもあります。そこで小布施町のイメージ、おもてなしの心がわかると言っても過言ではありませんけれども、現状は手入れが行き届いていない部分があり、改善の必要があると考えております。

ただ、小布施駅前の活性化につきましては、ただいま原議員からのお話にもありましてとおり、平成23年小布施文化観光協会様が中心となられて、駅前周辺の住民の方々や長野電鉄さんも参加されまして、小布施駅前検討委員会を立ち上げられております。さらに信州大学の学生さんなどや、まちづくり委員会など町内の団体とでつくります駅活の皆さんもここに参加されまじたり、駅前周辺がよりよくなるようにということで、アンケートや勉強会、シ

ンポジウムなど積極的に独自の活動をされておられます。このような中ですので、町としましても皆さんの議論に一定の方向が出されてくる中で全体計画を策定していきたいというふうに考えております。

先ほどご提案のありました「豊穰の門」の移転等につきましても、ぜひこの経過の中で検討していただきたいなというふうに思っております。

その中で先ほど原議員のお話にもありました、かつての小布施町の先人の思いも酌んだような計画にしていきたいなというふうに思っております。

原議員におかれましても今後ともお住まいが駅前ということもございますので、こういった検討会などでさらに多くのご提案をいただいたり、あるいは関係の皆さんの意見集約等に向けまして、ぜひともご助力を一層いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○副議長（関谷明生君） 原勝巳議員。

○1番（原 勝巳君） 今、副町長さんの答えの中で、駅におり立つときにおもてなしのイメージとかそういうものをあらかず場所にしたいというようなお話でございましたが、その前に去年たまたま、今回も信毎にも出ていたんですが、小布施の栗を守る試みとしてという、信毎に出ていたんですが、俺とすれば小布施の駅前というところは、ただ商店街の活性化だけを求めるということは今の商店にしてはちょっと無理なところがあるので、ぜひ町側から力を入れていただきたいという、そんな強い思があるんです。

ということは、去年ですか、畔上さんの立場だと思うんですが、あそこに一茶の句碑のところ大きな栗の木があって、本来ならあれが小布施のシンボルとしても小布施栗のこの間新聞に出ていた小布施栗ということを鑑みると、あそこに栗の木が本当ならあってよかったんですが、たまたま虫がたかったから切ってしまった、それは当然のことだと思うんですが、やはりそのときに考えると、今になって考えると、小布施駅をおりたときに小布施ということは、小布施町とするとこれは栗と北斎と花のまちということがポスターには標榜されているんですが、そういう気持ちなくして、おい、ただ虫たかったから切っちゃえやという話なんていったって、やれば誰でも切れる話なんだけれども、やはりそのときに今、副町長が言われるように、小布施におりたときはこの表口として、小布施がここですべて見える場所なんだということをやはりあそこに醸し出さなければいけないわけなんですよ。ですから、そのときに、栗の木はいとも簡単に切って、ああそれで終わりさという話では全然その後引き続き今、副町長が言う、おもてなしの気持ちというものに大変欠けていると思いますが、

その辺も含めてちょっとお聞きしたいと思います。

○副議長（関谷明生君） 小西副町長。

○副町長（小西 勝君） ありがとうございます。

私の答弁の中でちょっと言葉足らずなところがありましたけれども、今、原議員おっしゃったように、駅前ですので、いわゆる商業的な開発性だけでなく、やはり町全体の玄関口ですので、おもてなしの心ですとか小布施町全体をあらわすような、そういう空間であるべきだろうというふうに私も思っております。

そういった中でやはり大がかりな部分につきましては、全体の皆さんの議論を伺う中で全体構想というものが必要になってくると思いますが、日常まだまだ行き届かない手入れですとかいったところもあるかと思っておりますので、そういった部分につきましては、なお一層注意をして配慮をしていきたいというふうに思っておりますので、ご了解いただきたいと思っております。

○副議長（関谷明生君） 原勝巳議員。

○1番（原 勝巳君） 続きまして、凍結時の踏切スリップ事故防止対策についてお伺いします。

最近、よその町で遮断機のおりている踏切にスリップ突入した車事故がありました。運転された女性は78歳で、同乗の夫は81歳の高齢者でした。小布施にも長野電鉄線が走っているので、このような高齢者の方の踏切スリップ事故がないとは言えません。そんな中、特に横町、林ノ内下り線の踏切は、凍結時には大変滑ります。ここを通った車なら誰も滑って危ないと感じるはずですが、小布施町は扇状地がゆえに西北下りの地形なので、ほかの踏切にも滑りやすいところはあると思いますが、特にこの踏切には手前左側に大きな倉庫等があり、日当たりが悪く凍結しやすいので、何とかスリップ防止策を考える必要があると思うが、例えば熱線ヒーターを埋めるとか、そこの現地立地条件等々でいろいろな方法はあると思うが、町はどのように考えますか。

○副議長（関谷明生君） 畔上リーダー。

〔地域創生部門グループリーダー 畔上敏春君登壇〕

○地域創生部門グループリーダー（畔上敏春君） 原議員の凍結時の踏切スリップ事故防止対策についてお答えを申し上げます。

小布施町では、使用している凍結防止剤は環境配慮型の凍結防止剤を使用しております。環境配慮型の凍結防止剤は塩化カルシウムよりも塩分含有量は少ないものとなっております。

が、塩分が含まれているため踏切の前後の散布は行っておりません。

過去に踏切前後の散布を行った際に電流が流れ、遮断機がおりたままの状態になったことが小布施町でも起きております。平成22年度に冷え込みが厳しく路面の凍結が著しい箇所におきまして、低電導性液状凍結防止剤、ほとんど電気が通らない凍結防止剤になりますが、散布を行っております。

路面の凍結防止を行うには議員ご提案のように施設を整備する方法もありますが、整備費用と維持管理費がかかるため、小布施町を初め周辺の市町村では整備が行われておりません。凍結時の踏切スリップ事故防止のため状況を判断しながら低電導性液状凍結防止剤を使用していきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○副議長（関谷明生君） 原勝巳議員。

○1番（原 勝巳君） 今回の答弁の中で経費とか金がかかるから、私の場合、熱線ヒーターを入れるとかという思い切って極端なことを言ったんですが、逆に言えば極端なことを言われたんだから、もう少し極端でないいい答えはないかなという期待をしていたんですが、案外簡単な答えて、そのぐらいなら俺も朝自分で行ってまけば、幾らでもまけるような状況なんです、やはりそういうことを期待しているんじゃないんです。ということは、これ小布施町の、だから俺はここのね、事故を起こされる方は高齢の、あえて俺は一般質問の要旨には書いておかなかったんですが、これは辰野で事故があったんですよ。これはもうすぐわかった、78歳と81歳高齢者ということなんですよ。それで皆様もうちにじいさん、ばあさんみんないらっしゃる方いるんだけれども、私もそのうちの1人なんです、ここの小布施町の平成25年度当初予算の概要を見ますと、ここに高齢者の活躍で町を元気にという項目があるんです。

これは今回の町の平成25年度の7つの重点施策中の2番目に高齢者の活躍で町を元気に、さらに6番で安全・安心・快適な生活基盤の整備ということがあるんです。これを私がなぜ言うかということは、たまたまかつて中央の方で年配の方が年寄りの方を集めては、おい、きょう暇だったら温泉行くか、そう言っってはその方はワゴン車で運転してくれていたんですよ。それでそういうふうにならば、元気な年寄りの運転できる方が、俺が運転できるから、おいおまえたち一緒に行くぞ、そう言っっては連れて行ってくれる、これこそがただ健康でいいということではなくて、冬になればなるほど年寄りの方というのは足がおぼつかないものですから、どうしても車に頼るのはこれは当然のこと

なんですよ。

そうした場合に、その林ノ内の踏切の道路というのをさっきも言うように扇状地というように自然で下っていったら、だから辰野で事故のあったの、あれも下りなんですよ。ブレーキかけたら遮断機がおりて、入ってきてはいけないってなって、だって鉄の棒でもあれば自動車入らないで、そんな竹の棒でなっているのだからつーと入って行ってしまいます。だからそういうことを考えると、ここにも危険はあるということで、年寄りの方も冬でも安心して、ああこの人の運転なら私温泉でもどこでもゲートボールでも室内ゲートボールでもどこでも連れて行ってもらえるわと楽しみにしている年寄りの方も大勢いるんですよ。

その場合に今言ったように、ただ塩カルをまくから、遮断機が絶縁してしまうから塩カルはまけないけれども、特殊な今いい塩カルがあるようだけれども、それをまけばいいやって、そんなに簡単にまけるものではないんですよ、自分たちも勤めだから。そうした場合に、私は根本的にきちとここをいつ雪が降っても解けるようなとか除雪してもらおうとか、そういうふうにあそこをやったらどうかということ、俺は決して金をかけてとか、そして私も現地を見ました。そうすると左側に側溝がずっと走っていて、昔で言えば床屋さんのところからずっと農協の倉庫を通過して踏切の下をくぐって、向こうまで側溝がいつまでか続いています。そうするとその側溝は、皆さんも恐らく俺に言われてみればはっとすると思うんだけど、雪片づけをして、それで左側の入りの山になっているんですよ。そうした場合にそれが解けると、今度は道路ですからわだちができます。これを消防署のほうの意見はブラックアイスバーンとかと言うんだそうですね。そうするとそのわだちに雪の解けたのがそこにたまっちゃうんですよ。そうすると片側だけ凍っていて、片側が凍っていなければ当然スリップするのは当たり前なんですよ。ですから私もこの間あの場所に調査していたら、遠くで見えていたら、危ないと思ったから車が2台分、踏切の2台分手前でとまっているんですよ。後ろからどんと追突されれば、された人間は当たってけつあおられただけで事済まなくて、前へ行って電車の鉄の塊にひかかれているんだから大概の人は助からないですね。

だからそういうことを考えると、やはりここに高齢者の活躍で町を元気にという、人に優しい道づくりということを経験すると、その側溝をやはり利用してそれでやるという、そういうような考えを今の答弁の中に含めてもらえれば、もらえればというかどう言えばいいんですかね、そんなような思いがあるのでね、年寄りの人たちにも安心して通れる道は小布施にありますよという、そんなようなことも考えの中に入れて、こういう答えにさせていただいたかったと思うんですが、いかがですか。

○副議長（関谷明生君） 八代総括参事。

○地域創生部門総括参事（八代良一君） 原議員の再質問ですが、高齢者の方も運転するとい
う中では、本当に安全で安心して通れる道をぜひ確保していただきたいというようなご質問
だというふうに思います。

除雪につきましてもそうですが、できるだけその思いの中で除雪を行ったり、凍結防止剤
の散布を行ってきております。

今後、ご指摘の踏切を含めて担当のほうでも危険なというか滑りやすい踏切のほうを把握
はしておりますので、もう少しこまめな対応等をして、ここにもありますが凍結防止剤もこ
まめに散布しながら、注意しながら対応してまいりたいと思いますのでよろしくお願いいた
します。

○副議長（関谷明生君） 原議員。

原議員に申し上げますが、簡潔に質問したい点を述べるようにしてください。

○1番（原 勝巳君） 今言われた、塩カルをこまめにまくということはもちろんですが、そ
の前にその場所を何とかいい形にしていくようなお話もちょっと聞かれたんですが、具体的
にこんなふうにしたらいんだなという話は聞かれるんですか。

俺の言っていることがちょっとわからないかね。要するに、塩カルをまくとかそういうこ
とも必要なけれども、基本的に道路がさっき言った側溝が通っているんだと、じゃあそ
の側溝を利用した方法として金かけなくてできる方法、例えばグレーチングをあの手前、線
路と直角に3カ所ぐらい立てるとか、そんなような方法も考えていくという、そんな考えは
ありますか、ちょっとお聞きしたいです。

○副議長（関谷明生君） 八代総括参事。

○地域創生部門総括参事（八代良一君） 今の原議員の再質問、その道路の側溝に解けた雪の
水を流すようなことは考えられないかというようなことなんですか。

後段の話と、それから今ご指摘のその踏切はおっしゃるとおり農協の倉庫ですか、作業所
がありまして、どうしても日当たりがよくなくて、なかなか雪の解けづらいそういうところ
でございます。

側溝そのものがどんなふうに機能できるかというのは、また現場の中で検討させていただ
きたいと思いますが、一般的に雪を片づけると、やはり側溝に入ってしまった側溝そのもの
が雪で覆われてしまうというような状況もないことはないものですから、そういったことも
踏まえて現場のほうでまた確認をさせていただいて、一番いい方法を考えていきたいと思

ますので、よろしくお願ひいたします。

○副議長（関谷明生君） 以上で、原 勝巳議員の質問を終結いたします。

◇ 渡 辺 建 次 君

○副議長（関谷明生君） 続いて、12番、渡辺建次議員。

〔12番 渡辺建次君登壇〕

○12番（渡辺建次君） それでは通告に基づきまして3問質問させていただきます。

まず最初に、体罰もいじめもない学校生活ということについて尋ねます。

今回ある保護者の県教委や報道機関への投書という形で、小布施中学校の教員による体罰事件が明るみになりました。本来こうした問題は軽微なものであれば、校内あるいは町の教育委員会内で内々に処理されてきたものと思われまゝ。多分、今回も軽微なものと考えたとともに大げさにしたくないという保護者会の意向を尊重してということでしょうか、県教委へは届け出なかったと報道されています。

しかし、今回公表された数回の体罰事案が軽微なものと言えるかどうかは甚だ疑問と言わざるを得ません。投書された保護者の方は見るに見かねての行動だったのではないのでしょうか。

学校教育法第11条は、学生・生徒の懲戒として校長及び教員は教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより学生・生徒及び児童に懲戒を加えることができる。ただし体罰を加えることはできないと規定しています。授業妨害をするような生徒に対しては教育的指導としての懲戒処分は必要です。しかし、体罰すなわち身体に直接に苦痛を与える罰は許されません。このような行為は刑法で規定される暴行罪に当たりますし、もし傷をつけたりすれば、それは傷害罪になります。

運動系の部活動ではよくびんた等が行われているようですが、厳密には暴行罪に当たるものと思われまゝ。大体、たたいたりたたかれたりして発憤するというそんな変な世界もあるらしいですが、前近代的時代おくれの行為と言うべきでしょう。

ある有名大学のマラソンの指導者は部員たちの成績不振に対し、指導者自身が自分で自分の顔を何回もたたいたという新聞記事がありました。また、学生時代体罰を受け、それが嫌な思い出となり、自分が指導者になったら絶対に体罰はやらないと決め、実際にそのような

指導者になった友人もいます。

そこで1つ目の質問として、体罰と教育的指導の違いは何でしょうか。

次に、体罰をした教師に対しての処分について伺います。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第43条第1項は、市町村委員会は県費負担教職員のサービスを監督すると規定しています。「罪を憎んで人を憎まず」という言葉があります。今回の件に関しては本人のみならず関係者は猛省されていると思いますが、ここで忘れてはならない大事なことは、これはある人が言っておられたんですが、人物評価というものは掛け算であるということです。部活動で立派な成績を残したとかふだんの授業や生徒指導がすばらしかったということで、例えば1掛ける2掛ける3は6と評価したとします。しかし、一旦不祥事を起こしてゼロを掛けると、6掛けるゼロはゼロになってしまうわけです。相次いだ飲酒運転の公務員やオリンピック金メダル選手の不祥事は、まさにこのような評価になった典型と言えます。

人ごとではないわけで、自戒を込めて2つ目の質問として、この教師に対する処分はどのようなになったのでしょうか、伺います。

次に、3つ目の質問、教育委員会の活動についてでございます。

今回このようなことになる前に、教育委員会として、今回のあるいはそれ以前の体罰事案を把握されていなかったのかどうか把握されていなかったとすれば、なぜそれができなかったのか。また把握されていたとして、なぜ繰り返された体罰行為をとめることができなかったのか。体罰がよくないことであることはわかり切っているが、学校の不祥事は校長や教育委員会の不祥事となるので、どうしても手心が加わるとおっしゃる方もいます。今回の件で教育委員会としての反省点と改善点について伺います。

4点目として、生徒や保護者が体罰やいじめについて気軽に相談でき、即応体制がとれる教育機関から独立した第三者機関の設置の検討はなされないでしょうか。

ノルウェーでは1981年、政府から独立した第三者機関子供オンブズマンを設置して、いじめや虐待など子供に対する人権侵害を幅広く監視しているといえますし、同様の制度は欧州全域に広がっていると新聞報道されていました。

また長野県と県教委が設けた教員の資質向上、教育制度あり方検討会議の中で教育研究者がこの会議の委員であられる古山明男氏は、第三者機関設置を中心としたスクールセーフティーネットを提案されています。また県の子供の育ちを支える仕組みを抱える委員会も第三者機関設置を提言する方向であると新聞報道されています。

以上を踏まえた上で、4点の質問について答弁を求めます。

○副議長（関谷明生君） 竹内教育長。

〔教育長 竹内 隆君登壇〕

○教育長（竹内 隆君） 渡辺建次議員の体罰もいじめもない学校生活にかかわるご質問にお答え申し上げます。

今回の部活動における体罰の件では、当該教諭が部活動だけでなく日々の教育活動に大変熱心に取り組んでいる様子、また指導の継続を望む声や本人の反省状況などを優先し、体罰の行為に対する本人の責任を後にしてしまったと反省しております。

もとより体罰は相手の人格や人権を否定し、けがや心に深い傷を負わせることにもなり、学校教育法で禁止されていることはもちろん、決して許されるものではありません。中学校では今回の体罰の件を反省して、渡辺 高議員のご質問への答弁で回答しましたとおり、町教育委員会とも連携しながら、心寄せる教育を目指してそれぞれの項目と体罰撲滅宣言を明示して実行しているところでございます。

改善点についてご質問のいじめや体罰に関する気軽な相談体制として町教育委員会では、渡辺 高議員への回答で述べましたように、町教育委員や小・中学校の校長先生に町の教育相談に相談員として加わっていただくほか、学校における気軽な相談体制の充実を進めてまいります。また毎月、町内の小学校・中学校、幼稚園・保育園の校長、園長と教育委員会とで行っている連絡会の充実、教職員や保護者を対象としたスポーツ指導や人権に関する研修会の開催を学校と連携しながら進めてまいります。

次に、体罰を行った教員への処分ですが、県費負担教職員につきましては県教育委員会が行うこととなっており、県教育委員会が判断いたします。町教育委員会では学校と連携し、その先生を見守っていきたいと思っております。

ご質問の体罰と教育的指導の違いではありますが、たとえ児童・生徒への指導の間であったとしても、殴る蹴るなどの行為は相手の人権や人格を否定する体罰であり、許されるものではありません。体罰か教育的指導かは、一般的には常識で判断できるものと思います。指導者は自分自身の研さんと情熱をもって力いっぱい指導すること、また児童・生徒の身体に手を上げるようなことがあってはなりません。

教育委員会から独立した第三者機関の設置についてですが、今後設置する必要があると思われる場合は検討いたしますが、現在は必要がないと思っております。議員のご質問の趣旨でございます体罰もいじめもない学校生活に向けて、町教育委員会では改めて小学校・中学

校と連携して推進してまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○副議長（関谷明生君） 渡辺建次議員。

○12番（渡辺建次君） それでは二、三再質問させていただきます。

教育相談を行われているということですが、いじめや体罰についての相談等が過去に何件ぐらいあったのか、またそれに対してどのように対応されたのか。

2点目として、教育委員会が処分を行うということですが、処分の種類、内容、効果等、もしあれでしたら教えていただきたいと思います。ただ町の教育委員会がサービスを監督する権限はあるけれども、処分の権限はないということですが、法規上なくても実際にはどのような行動をとられたのか。

その2点についてお願いします。

○副議長（関谷明生君） 竹内教育長。

○教育長（竹内 隆君） 最初の、いじめそれから体罰に関する相談件数でございますが、それぞれ毎週、教育委員会が事務局となって教育相談をやっておりますが、今その教育相談の中で具体的ところで件数は小・中学校にかかわるところのいじめについては23年度のところでは1件、24年度のところも1件程度でございます。

それから、体罰に関する教育委員会の相談のところでは、ございませんでした。

それから、処分については、県費負担教職員は今お話しのように県教育委員会がということでございますが、町の教育委員会でもこの体罰の事案に関しましては、校長それから当該先生を呼んで注意をし、それから、その後も校長と連絡を密にして状況について把握してきたところでございます。

以上でございます。

○副議長（関谷明生君） 渡辺建次議員。

○12番（渡辺建次君） その県教委のほうで行う処分の種類とその内容等も、種類ですね、幾つかあると思うんですけども。

○副議長（関谷明生君） 竹内教育長。

○教育長（竹内 隆君） 県教育委員会の処分については、それぞれ新聞報道で減給とか、あるいはその他、重いものは懲戒免職の処分もあるでしょうし、それぞれ状況によって県の教育委員会で判断、内容によって処分を決めているところであります。

以上です。

○副議長（関谷明生君） 渡辺建次議員。

○12番（渡辺建次君） それでは2問目に移らせていただきます。

移動支援としての有償運送についてでございます。

町では、移動支援としてタクシーの利用助成と福祉バスの運行、それから新たに巡回バスの運用を考えられています。タクシーの利用助成は、75歳以上の高齢者と重度の障害のある方という制約、福祉バスは車いす利用者の通院、買い物の支援という制約がそれぞれあります。その点、町内巡回バスは誰でもが利用できるという点で一見便利のように見えます。

しかし、どうでしょうか。バスを利用するためには発着時刻に制約されますし、その時間の前から停留所に立って待つこととなります。また停留所まで歩かなければなりません。雨が降ろうが雪が降ろうがです。買い物をすれば重い荷物を持って歩くこととなります。病院へ通院するのもしかりです。

元気に歩けるくらいなら病院へ行きません。要するに巡回バスを利用できる人は元気な健康者が主であって、本当に支援を必要とする人にとってはかえって不便なところがあると思われれます。巡回バスの試行運行期間中の利用は低調だったとのことでした。未曾有の超高齢化社会を迎えようとする中で求められる移動支援はドア・ツー・ドア、戸口から戸口が理想だと思っております。

タクシーのようであってそうでない有償運送を導入してはいかがでしょうか。現実的には軽自動車の利用、近未来としては電動の三輪自動車など運転者を含めて2人か3人を乗せられるコンパクトカーを利用した有償運送と、行政が主体となるのか、民間主体で行政が助成するのか、その形態はいろいろと考えられると思いますが、その普及に当たっての課題は何でしょうか、伺います。

○副議長（関谷明生君） 竹内総括参事。

〔健康福祉部門総括参事 竹内節夫君登壇〕

○健康福祉部門総括参事（竹内節夫君） ただいまご質問いただきました有償運送の普及に当たっての課題ということでございます。

ご指摘いただきましたとおり、自治体が行う移動支援事業として何種類か今町で行っているわけですが、実はこれを行うに当たりましては、民間事業者さんによります俗に言う路線バス事業ですかね、これを補完する形でなければならず、その制約の中で地域の交通空白地帯、これを賄う事業としての構築が求められております。具体的には民間事業者さんが運行していないエリア、これを対象に民間事業者さんの運賃との整合性の図れた料金体系

とすること、さらにその運用に当たっては路線定期運行、これを基本とすることとされておりまして、町でもこれまでこうした制約を踏まえて検証運行を行ってまいりました。

こうした運行に関しまして、当初、高齢者それから障害のある方の移動支援として行ったところですが、なかなか利用が伸びないということで、制約を踏まえた中で利用できる方について、どなたでも利用できる地域公共交通事業として今年度実施をしたところがございます。

具体的には町内を巡回する民間事業者さん、バス運行事業者さんございませんので、全町をエリアに路線を設定することが可能であり、これまで数パターンの巡回路線、これを設定して運行を行っております。

まず料金のほうから申し上げますが、その中で移動料金、これは当初8回の運行に当たっては無料として設定してきたわけがございます。こちらにつきましては、実は町内いろいろな路線が考えられます。その中から実際に本格運行するに当たって定期路線として確立するに当たって、常に利用される方のニーズに求めて、自由に路線を設定して検証していきたいということが求められまして、国の許可を得た定期路線を設定するための試験運行、試験路線として無料化として行ってまいりました。

ちなみに、ことし行いました公共交通事業に当たりましては、町におきます地域公共交通会議に諮りまして、それにあわせて国の許可を受けてワンコイン、100円ですね、1乗車100円という中で料金体系として実施をしております。

それからご質問であります運行形態に関しましては、巡回路線の中であれば自由に乗降できるというフリー乗車区間、こういったものも設けてもおります。それから事前予約によりまして巡回路線を外れて、予約を先にいただくわけなんです、こうした場所で乗車できるいわゆるオンデマンド方式、これも実施をしております。

こうした運行以外の形態として、ただこちらが議員推奨されますフルデマンド方式のことと理解いたしますけれども、予約を受けて目的地ごとに利用者さんを集約しまして乗り合い形式で運行を行うものがあります。確かに利用者さんが求めます目的地に最も近い場所まで運行するということから、使い勝手は非常によいものと推察をしております。

しかし、この運行に関しましては、町内にはご承知のとおり町内をエリアとしますタクシー業者さんがございまして、冒頭申し上げましたように民間事業者さんとの競合はならないという制約の中で、この採用には相当な慎重さが求められるということで、現在このいわゆるフルデマンド方式の乗車体系は実施しておりません。

こういった制約の中で、ことし行ったものとしては定期巡回型として実施してございます。これはこれまで行ってきた成果がいずれも低調だったわけなんですけれども、そういった中でニーズ調査、それから利用実態調査などからは、町内で求められる目的地が駅、それから町内の温泉施設さんですとか最近開店いたしましたスーパーさんなどの限られた場所が非常にニーズが高かったということから、より多くの皆さんに巡回形式の中でこうした目的地をご利用いただけるような路線型というものが望ましいと判断して行ったものでございます。

繰り返しになりますが、運行結果につきましては決して良好であったとは言えない状況ですけれども、昨日、小林正子議員のご質問にもお答えしましたとおり、まだまだこれからの高齢化社会の中でのニーズといったものとして求められている部分、それから町の枠を超えて、近隣市町村との共同運行ですとかそういったことによる多目的への対応といったものも求められておりますので、また今年度も地域公共交通計画を策定する中で、実際の運行を通じて、今後もより最大限の効果が生まれるような利用形態のあり方について、その確立を目指してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（関谷明生君） 渡辺建次議員。

○12番（渡辺建次君） すみません、1問私のほうで落としてしまいましたけれども、タクシー利用助成と今後の予定というところですが、小布施の駅前、あそこに休憩所というんですか、それがなくなりましたけれども、そんなような状況から現在に至っての問題点や改善点等、もしありましたらお願いします。

○副議長（関谷明生君） 竹内総括参事。

○健康福祉部門総括参事（竹内節夫君） ただいまの再質問につきましては、タクシー利用助成の事業のことかと思えます。

こちらにつきましては、75歳以上の方で低所得の方の移動支援ということで平成21年より実施をしてきておりまして、平成21年度が163人の方から申請いただいております。同様に22年度が226人、23年度が232人と申請者数につきましては増加しておりまして、比例して、利用のほうも増加しておる状況でございます。

今年度ですけれども、当初見込んだ数をまた上回った申請をいただいております、最終的には今年度245名の方の申請を見込んでおります。当初予算に不足を来しておることから、今議会に補正をお願いしております。よろしく願いいたします。

実はこの事業につきましては当初課題が多々ありました。実は当初は初乗り料金を助成す

るという考えから、初乗り料金700円分について月2回を限度に1回700円、この助成券を年間分24回分、額にして1万6,800円、これを700円券として交付をしてきたところでございます。

しかし、月2回の限度、これが非常にわかりにくいと、それから利用される方によっては、不定期的な利用、定期的な利用はないんだというご意見の中から、中には助成を申請していた、券をもらったけれども、使えないじゃないかというご指摘を受けておりまして、この制度の見直しをかけてまいりました。それで現在、その月2回の制度といったものを廃止しております。それからあわせて助成額を1.5倍ですけれども増額しまして、額にしますと2万5,200円、これは初乗り料金700円の3回分という数にしてございますけれども、こちらの券を500円券と100円券の組み合わせで、ただいまはお配りしております。

それで使う回数につきましては、使われる方の自由裁量の中で年間分の限度額の中でお使いいただけるように今タクシー業者さんにもお願いをして、一昨年より事業を進めてまいっておるところでございます。

おかげさまで、この事業につきましては先ほど申し上げましたように、そういったことも功を奏しまして、利用者数もふえてきておるということで、純粹に高齢者の移動支援事業として定着させて、またこれからも継続をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（関谷明生君） 渡辺建次議員。

○12番（渡辺建次君） それでは、3問目に移らせていただきます。

規制に対する町の考えということで、たばこは合法的な嗜好品でありまして、喫煙するかしないかは、リスクを承知した成人個人がみずからの健康に与える影響を勘案して判断するものであって、それ自体何ら問題にすることではありません。

喫煙ががんなどを発症させる大きな要因の1つだとしても、喫煙によるストレス発散のメリットのほうが病気の発症というデメリットをしのぐとしたら、ある面、寿命を延ばしていることになるかもしれません。そもそも病気とは、文字どおり気を病むことであって、がんが死ぬ前にストレスで死んでしまっただけは何にもならないわけで、喫煙を楽しみにしている長寿者が大勢おられるのも事実です。

しかし、たばこの有害性について真剣に考える人にとっては、煙だけでなくにおいまでもがストレスになるようです。いわゆる受動喫煙問題です。

先日ある町民の方が、庁舎や国際ホールの出入り口での喫煙について指摘されました。公

公共施設の出入り口は子供や女性など、多くの利用者が通らざるを得ないところです。冬の寒いまさに厳寒の中、玄関先で震えながら喫煙する人も健康上よくないでしょうし、出入りする非喫煙者への悪影響を考慮すべきだと思います。受動喫煙は最近問題となっているPM 2.5より有害であるという説もあります。

公共施設の喫煙場所について保健師や医師の助言はなかったのでしょうか。受動喫煙に配慮した特別な喫煙室を設ける予定はないのでしょうか。

ちなみにJTでは分煙コンサルティング活動なるものを行っていて、24年度実績長野県内では40件を超えたそうです。この活動は自治体や企業などが分煙環境を整備する際、その方法について無料でアドバイスをしてくれるものだそうです。私自身は喫煙しませんが、喫煙者にはちょっとけむたがられる質問となったかもしれません。

答弁を求めます。

○副議長（関谷明生君） 田中会計管理者。

〔会計管理者（兼）滞納対策担当参事 田中助一君登壇〕

○会計管理者（兼）滞納対策担当参事（田中助一君） ただいまの渡辺建次議員の質問にお答えいたします。

町内公共施設内におきましては、健康増進法に定めていますように受動喫煙防止の観点から禁煙をしております。

初めは、喫煙をする方のために庁舎の中に喫煙室をつくりましたが、その後は庁舎から完全に独立し、庁舎南側に喫煙室をつくり現在に至っております。その際、庁舎の公衆電話横にありました灰皿、それをそのまま玄関脇に置きました。北斎ホールにあります灰皿につきましても、やはり同様であります。またおぶせミュージアムの通り門にもまた同様の灰皿がございます。いずれも館内が分煙または禁煙になることに伴いまして外に出したもので、その点につきましては保健師等の助言は求めておりません。

健康増進法の制定を受けまして、平成15年4月に受動喫煙防止対策についてという通知が厚生労働省健康局長から出されました。当時は喫煙者と非喫煙者があくまで対等の立場という文言が見受けられましたが、平成22年2月、同じく受動喫煙防止対策について、それでは、平成15年の通知を廃止した上で受動喫煙による健康への悪影響については科学的に明らかとしまして、多数の者が利用する公共的な空間については原則として全面禁煙であるべきと、特に屋外であっても、子供の利用が想定される公共的な空間では受動喫煙防止ための配慮が必要であるとしております。

また局長通知ではありませんが、同年7月、施設の出入り口付近にある禁煙場所の取り扱いについてという項目を出した上で、屋外から施設内に流れ込むたばこの煙に言及しまして、出入り口から極力離すなどの必要な措置を講ずるよう努めるというふうにしております。

また平成24年10月にその徹底を通知しまして、ことし25年2月、さらにはがん対策健康増進課長から再度対策を促す通知がされたところであります。

現状につきましては、庁舎出入り口にある灰皿につきましては、煙がこもると、いわゆる施設内に流れ込んでくるという恐れは非常に低いというふうに認識しております。ただ、今質問を受けまして、もう一度現状をよく把握した中で確認しまして、必要な手だてを講じてまいりたいというふうに思っております。

なお、今後新たに特別な施設を設ける予定はということでございますが、これについては現在は考えてございません。

○副議長（関谷明生君） 渡辺建次議員。

○12番（渡辺建次君） 2点ほど質問したと思うんですが、保健師や医師の助言を全然受けないというんですけれども、できれば専門家のアドバイスを受けて何らかの対策をとっていただければと思うんですが、その点1点と、それから喫煙場所を指定するような案内というんですか、そういうようなものは考えられないのかどうか、その2点。

○副議長（関谷明生君） 田中会計管理者。

○会計管理者（兼）滞納対策担当参事（田中助一君） ただいまの再質問にお答えいたします。

実は、この取り組みを始めましたのは平成6、7年ころですか、非常に早い時期に行っております。その際にはかなり保健師とか女性職員のほうからいろいろなご意見がありました。そういったものを組み入れた中で分煙という活動に結びつけております。

健康増進法ができましたのが平成15年でありまして、およそ10年ほど前からいろいろな意見を聞いて、実施しているというような状況であります。

また、喫煙場所につきましてはこれをご案内するというのは、議員おっしゃるとおりでありますので、必要な措置を講じた中でもそういった場所がわかるような、そんなような工夫はしてまいりたいと思います。

以上です。

○副議長（関谷明生君） 以上で渡辺建次議員の質問を終結いたします。

以上をもって、行政事務一般に関する質問を終結いたします。

◎散会の宣告

○副議長（関谷明生君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時08分